

農村計画

農業土木学会農村計画研究部会

NO.26
第10卷
2号
1981.12



農 村 計 画 第26号

目 次

はじめに	武藤 一夫	1
関東地方における農村整備とその動向	小林 俊昭	2
山梨県の農村整備	中込 善一	8
信玄と民政	志摩阿木夫	11
農村の生きる道	斉藤 公夫	17
「新・東洋のスイス論」再論	大谷 健	22
農村地域における中心集落の機能	松村 洋夫	30
福井県上中町におけるゴミ処理計画	斉藤庄右エ門	41

— ビューティ 530 計画 —

〔表紙写真：山梨県のブドウ畑〕

事務局通信

1. 前号（25号）でもお願いいたしましたが，昭和56年度分の部会費が未納入の方は，納入をお願いいたします。

郵便振替（振替用紙は本号に添付）か銀行振込み（口座番号は下記）をご利用下さい。

- 年会費 個人会員 4,000円
- 学生 “ 2,000
- 団体 “ 8,000
- 購読 “ 5,000

• 銀行振込みの場合

銀行 第一勧業銀行神田支店

口座名称 農村計画研究部会 石光研二

口座番号 普通預金 007 - 1020815

2. 勤務先や住所に変更のあった方は事務局まで，ハガキにてご連絡下さい。

3. 昭和57年度の現地研修集会は石川県で開催されます。時期，スケジュール等の詳細については，追ってご案内いたします。

農村計画学会設立総会の御案内

農村計画学会設立発起人会

農村計画学会設立に関しましては種々御協力をいただき有難く御礼申し上げます。

昨年5月20日に開催されました新学会設立に関する発起人会において決議されましたように、設立準備のための世話人会を設置し、種々慎重に案を練ってまいりました。漸く準備も整い、下記により設立総会および記念講演会を開催する運びになりました。

御多忙中、恐縮に存じますが御出席を賜りたく御案内申し上げます。

記

- (1) 設立総会 昭和57年4月6日(火) 11:00～12:00 於 東京大学総合図書館会議室
 - 1) 発起人会報告
 - 2) 農村計画学会設立宣言
 - 3) 学会長挨拶
 - 4) 祝 辞
 - 5) その他
- (2) 記念講演会 昭和57年4月6日(火) 13:00～17:00 於 東京大学総合図書館会議室
 - 1) メインテーマ：農村計画の現代的課題
 - 2) 講演者
 1. 青木 志郎(東京工業大学)
 2. 頼 平(京都大学農学部)
 3. 北村貞太郎(京都大学農学部)
 4. 矢口 光子(農村生活総合研究センター)
 5. 横山 光雄(元東京大学農学部)
- (3) 祝賀懇親会 昭和57年4月6日(火) 17:30～19:00 於 東京大学山上会議所(三四郎池隣)

以上

なお祝賀懇親会は3,000円/1人の会費制にさせていただきます。つきましては準備の都合もありますので、新学会設立発起人会事務局(113 東京都文京区弥生1-1-1, 東京大学農学部竹中研究室内, Tel. 03-812-2111, 内線5343)または農業土木学会農村計画研究部会事務局(この場合は部会誌添付のハガキをお使い下さい)まで御出席の御連絡をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

農村計画学会への本研究部会員の一括加入について

農業土木学会農村計画研究部会長

石 光 研 二

農村計画学会の設立につきましては、昭和57年4月をもって発足の予定で、現在、設立発起人会において鋭意その準備が進められていることを前号（部会誌25号）の会告で報告いたしました。

この新しい学会の設立準備に本部会が積極的に対応してまいりましたのは、本部会の活動を広く発展させ、わが国における農村計画研究の基盤を強固にするとともに、部会員の皆様のこの分野における情報交換や交流上の便益の一層の向上を願ったためでした。そこで部会といたしましては、前号で報告いたしましたように、昭和56年度総会における決定に基づいて新学会設立発起人会へ要望書（資料1、再掲）を回付しておりましたが、その後新学会設立発起人会から、5項目にわたる要望を全面的に受け入れる旨の回答がありました。

新学会設立発起人会では、この本部会要望に基づいて新しい学会誌の企画、研究集会の企画などの諸準備が進んでおり、近く新学会員募集も開始されると聞いております。

ところで、要望事項1（資料1）にご覧のように、本部会から新学会に対して、現農村計画研究部会員の新学会への入会手続きの簡略化について要望しております。これは、実質的に現部会活動が継承される新学会へ加入するために、現部会員がいちいち加入手続きをする煩を避けようとの趣旨のものです。この要望に関しては、新学会設立発起人会との間で、昭和57年3月末日、本研究部会から名簿を提出することをもって一括加入手続きとし、新学会の創立会員として登録されることで合意に達しております。

部会長といたしましては、部会誌「農村計画」に代えての新しい学会誌の入手や研究集会参加などの便宜から、会員の皆様が新学会へそのまま加入されることを強く希望しておりますが、なかには、ご都合で、当分新学会への加入は見合せたいとのご意向の部会員の方もいらっしゃるかと存じます。

そこで名簿提出に先立ち、念のため新学会へのご加入のご意志を確認させていただき、ご意志のない方のお名前を除いた名簿をもって新学会へ提出するのが妥当かと存じます。つきましては、新学会の設立趣意書（資料2、再掲）、規約案（資料3）をご確認いただきました上で、新学会への加入をお見合せになる方は、とじ込みハガキにて3月末日までにお申出下さいますようご案内申し上げます。

その他の諸準備につきましては、次号（27・28合併号）でさらに詳しくお知らせする予定ですが、以上とりあえず新学会への一括加入に関しまして、お知らせとお願いをいたしました。

資料1

農村計画学会設立発起人会 殿

農業土木学会農村計画研究部会長

石 光 研 二

要 望 書

発起人総会も無事終了し、いよいよ農村計画学会設立の運びに至りましたことをお慶び申し上げます。

私共農村計画研究部会におきましては、5月21日の第11回総会において、早速、新学会設立・設立趣意書への賛意を決議いたしました上で、この状況に対する研究部会としての対応を討議いたしました。

その結果、新学会の設立趣意は本研究部会のそれをより発展させたものであり、規約案に規定されております研究集会の開催、学会誌の刊行は、それぞれ本研究部会の従来の研究集会、部会誌「農村計画」とねらいを一にしている

ものとの判断に基づき、農村計画学会発足の昭和51年度以降、本研究部会といたしましては、従来の研究集会は開催せず、部会誌「農村計画」の刊行も停止し、部会員はそれぞれ個人の資格で、新学会へ積極的に加入し、新学会の研究集会、学会誌の刊行に協力してゆこう、との申し合せを決議いたしました。

つきましては、以上の研究部会総会の経過と新学会設立に至ります過程に10年にわたる本研究部会活動のありましたことにかんがみ、下記のご配慮を賜ることができれば幸甚に存じます。

よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 現農村計画研究部会員の新学会への入会手続きの簡略化。
2. 現行研究部会誌「農村計画」とほぼ同一の編集方針でより充実した内容の新学会誌の発行。
3. 現行研究集会の趣旨をとり入れた研究集会の開催。
4. 本研究部会で51年度以降も主催を予定している現地研修集会への新学会の協賛。
5. その他、農村計画研究部会会員が現在受けている便益の継承。

表

裏

郵便ハガキ	<div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">切手</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>101-□□</p> <p>東京都千代田区神田駿河台1の2 馬事畜産会館 (財)農村開発企画委員会内</p> <p>農村計画研究部会 事務局 行</p> </div>	<p style="text-align: center;">新学会への加入を見合せます。</p> <p>氏名または 団体名 _____</p> <p>所属機関 _____</p> <p>同住所 _____ _____</p> <p>自宅住所 _____ _____</p>
-------	--	---

資料2

農村計画学会設立趣意書

わが国の農村地域は国土の大部分を占め、その秩序ある発展は国土の健全な利用にとって極めて重要である。しかしながら近年の人口の高密度化に伴う都市化現象の影響は農村地域にも及び、過疎化、農村の荒廃、優良農地の蚕食等が進行しつつある。

かかる事態を抑制することを含め、政府は昭和40年代以降、都市計画法の改正、農業振興地域の整備に関する法律、国土利用計画法の制定等各種の農村地域における計画制度の導入をはじめ、農村総合整備モデル事業等の多くの農村整備に関する具体的施策を展開して来ている。また、各自治体、農協、土地改良区その他においても、独特な地

第3章 会 員

第5条 (種別) 本会の、会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 学生会員
- (3) 団体会員
- (4) 賛助会員
- (5) 名誉会員

第6条 (資格) 正会員は、農村計画に関する学識又は経験を有する者とする。

2. 学生会員は、農村計画に関する専門教育を受けている者とする。
3. 団体会員は、農村計画に関連する業務を行う団体で、団体として本会の目的・事業に賛同する者とする。
4. 賛助会員は、個人または団体で、本会の目的・事業を賛助する者とする。
5. 名誉会員は、農村計画に関して功績特に顕著な者で、総会の議決で推薦された者とする。

第7条 (会費)

- (1) 正会員 4,000円
- (2) 学生会員 2,000円
- (3) 団体会員 8,000円
- (4) 賛助会員 5口以上(1口 10,000円)
- (5) 名誉会員 会費を納めることを要しない

第8条 (入会) 正会員、学生会員、団体会員になろうとする者は、正会員1名の紹介で所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を経なければならない。

2. 賛助会員になろうとする者は、正会員2名の紹介で所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を経なければならない。
3. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となる。

第9条 (会員の権利) 正会員、学生会員、名誉会員は、本会が刊行する学会誌の優先的配布をうけ、本会の刊行する学術図書について特典をうけるほか、本会が主催する事業に参加することができる。

2. 団体会員、賛助会員は、本会が刊行する学会誌の優先的配布をうけ、本会の刊行する学術図書について特典をうけるほか、本会が主催する事業に、同団体に属する者3名を限度として参加することができる。

第10条 (退会) 退会しようとする者は、その旨を本会に届け出なければならない。

第11条 (除名) 会員が次の一に該当するときは、理事会の議を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) 会費を2ケ年以上滞納したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき
- (3) その他会員の資格が喪失したとみなされたとき

第4章 役 員

第12条 (役員) 本会には、次の役員を置く。

- 理 事 15名以内(うち、会長1名、副会長2名を含む)
監 事 2名

第13条 (役員を選任) 理事および監事は、評議員会で正会員の中から選任し、会長及び副会長は、理事の中から評議員会で選任する。

第14条 (役員の仕事権限) 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づいて、総会、評議員会の決議した事項を処理するほか、総会、評議員会の権限にかかる事項以外の事項を理事会において議決し、執行する。
また、理事の中に常任理事をおきうるものとし、常任理事は、会長の委嘱による。
4. 監事は会計を監査するほか、理事会、評議員会に出席することができる。ただし、議決には加わらない。

第15条 (役員) 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

第16条 (事務局) 本会に、会務を処理するため事務局を設ける。

第5章 評議員

第17条 (評議員) 本会に、数十名程度の評議員を置く。

第18条 (評議員の選任) 評議員は、正会員の中から総会で選任する。

第19条 (評議員の職務) 評議員は、評議員会においてこの規約に定める事項を審議する。

第20条 (評議員任期) 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 会 議

第21条 (理事会の開催) 理事会は、会長が招集する。

2. 理事会の議長は、会長とする。

第22条 (理事会の議決) 理事会は、理事現在数の2分の1をもって成立する。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意志を表示したものは出席とみなす。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第23条 (理事会の議決事項) 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業の執行に関すること
- (2) 会員の入会および退会に関すること
- (3) 総会、評議員会の権限にかかわる事項以外の事項に関すること

第24条 (評議員会の組織と開催) 評議員会は、会長、副会長および評議員で組織し、会長が招集する。

2. 評議員会の議長は、会長とする。

第25条 (評議員会の議決) 評議員会は、評議員現在数の3分の1をもって成立する。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意志を表示したものは出席とみなす。

2. 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第26条 (評議員会の議決事項) 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議案
- (2) 理事、監事の選任
- (3) 理事会が必要と認めた事項

2. 評議員会は、前項で定められた事項のほか、会務運営上の重要事項について理事会に付議し、また勧告することができる。

第27条 (総会の招集) 通常総会は、毎年1回会計年度終了後、会長が招集する。

2. 臨時総会は、次の場合に会長が招集する。

- (1) 理事会または評議員会において必要と認めたとき
- (2) 監事が必要と認めたとき

3. 総会の招集は、少くとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

第28条（総会の議長）総会の議長は会長とする。

第29条（総会の議決）総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

第30条（総会の議決事項）総会では、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告、収支決算に関する事項
- (2) 事業計画および収支予算に関する事項
- (3) 規約の改正
- (4) 評議員の選任
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

第7章 委員会

第31条（委員会）本会は、会務運営および第4条の事業遂行のために、必要な委員会を設ける。

2. 委員会の設置または廃止は、理事会で決定する。
3. 委員会の委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第8章 会計

第32条（経費）本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入、寄付金、その他をもってあてる。

第33条（事業報告および収支決算）本会の収支決算、事業報告は、会長が作成し、毎会計年度終了後、すみやかに監事の監査をうけ、理事会、評議会の議を経て、総会の承認をうるものとする。

第34条（事業計画および収支予算）本会の事業計画および収支予算は、会長が編成し、理事会、評議員会の議を経て、総会の承認をうるものとする。

第35条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第9章 補則

第36条（規則の設定）この規約施行についての細則は、理事会の議を経て別に定める。

はじめに

武藤 一夫

本号は昭和56年度に山梨県、及び県内白根町、武川村、白州町、勝沼町、御坂町の各町村の御協力を得て行った、第3回農村計画研究部会現地研修会の報告を時集したものです。

戦後の我が国はすばらしい経済発展を遂げてきました。この局面も国際的な経済収支問題まで引き起しております。国内的にも更に大きな盛衰現象とその余波が現れ産業活力的にも異常なほどにさびれた暗い側面と出稼ぎ問題が生じているなど一方では見逃せない暗い影を落しております。

このような地域はその大部分は農山村の一角で国土の大半を占めており、とりわけ産業活力の極めて弱い、生産・生活環境のもとにあることは申すまでもなく御承知のとおりであります（①働き場が極く少ない、②農業等所得が極めて低いなど）。このような側面からみますと、このような地域は更に広域的ネット化など国土的観点からの農山村の位置付けと新たな次元からの計画利用等政策的措置が農村計画の重要な今後の課題と考えられます。本農村計画部会の果たす役割も今後ますます重要なものとなって参ります。このような意途を込め総合テーマを「明るい村づくり（農山村）への展望」と題したものであります。

研修会は第1日目は各会代表のあいさつに続いて昨年同様各会専門講師による講演が行なわれました。時代的遂移を含めた村づくりの展望、と共に日本農山村の活路及び方向についてそれぞれ理解しやすく、その理念が述べられております。また技術解説の立場からの講演、「農村集落における中心集落の機能」及び「農村計画から見た環境保全＝ゴミ処理計画例」についても計画事例、手順、内容、等理解しやすく述べられております。その他

映画……「笛吹川に虹をかける」「町から村へ人が来る」の上映を含めて、今後の農村計画の在り方、等をそれぞれ魅力ある手法をもって説明いただいたわけですが、内容は本号を一読願うとして、極めて内容の濃いものであります。

第2日目は前日の講演、解説を通して得られた基本理念を基とし、具体的に農村整備が進んでいる、山梨県内のAコース、Bコースの関係市町村のそれぞれの内容について見学を進めました。この地域の時性である、樹園地と畑地帯におけるブドウ園等さすがに果樹王国にふさわしく、更には地場産業育成に至る加工面に至るまでたっぷり見学できましたことは大きな収穫でありました。特にワイン等、農産物加工などは村づくりの重要な産業活力として今後の大きな柱と考えられました。

最後になりましたが、計画立案に当たっては農山村地域社会の中でも地域ごとの多様性を生かすと共にさびれつつある農山村を時に産業活力の導入に伴う、明るい村づくりを、会員各位のそれぞれの立場を通してなお一層の努力と活動を望むものであります。

また今回の第3回現地研修会は参加人員も夏期にもかかわらず、400名弱との盛大さであり、無事全スケジュールを修了することができましたことは、山梨県農村整備課及び関係県事務所、町村関係者各位の多大の御支援、御協力による賜と考えております。本誌上を借り厚くお礼申上げる次第であります。また農林水産省、関東農政局、計画部、建設部の関係者の方々には折々の御援助をいただき、今回の実り多き現地研修会を進め得られましたことに対し合わせて厚くお礼申上げる次第であります。

* 農村計画研究部会研修委員長
新農村開発センター開発設計部長

関東地方における農村整備とその動向

小林 俊 昭

1. 農村整備への期待

農村整備は、これまで農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、新農業構造改善事業あるいは都道府県単独事業等により推進されてきたが、農政審議会が「80年代の農政の基本方向」について昨年秋行った答申の中で農村整備の問題が初めて独立の一課題としてとりあげられた。

答申では、わが国経済社会の重要な一分野を形成し国民生活の安全保障の一環をなす農業、食品産業の発展と国民食料の安定的供給のために、農村を計画的に整備することが重点の一つであるとしている。

さらに、従来農村整備の必要性が都市の整備水準との比較のうえで論議されていたのに対して、今回の答申では、今後農村が担うべき役割を明確にしたうえで、農業生産の基本的な条件を安定的に維持することが要請され、生産と生活が同一空間を複合的に利用して営まれている等の農村の特質とそれに対応すべき整備の手法について具体的に、農村整備の必要性を明らかにした。

このように農村整備の理念が確立され、農村における兼業化、混住化等の進展などの環境条件が大きく変動していることを背景に、農村が今後とも期待される機能と役割を果し、質の豊かなゆとりある定住の場を形成し活力ある地域社会として発展するために、生産、生活等にわたる農村の環境整備の要請はますます強まっている。

2. 関東地方における農村の整備状況

関東地方の農業は、首都東京の周辺地域における著し

い工業団地開発、宅地開発の社会的、経済的環境の特色から全国に占める地位は比較的低いと見られがちであるが、管内に全国的にも主要な農業県に数えられる県も少なくなく、首都圏の巨大な需要と有利な立地条件に支えられた生産基地として特に生鮮食料品の生産が盛んである。

生産基盤の整備状況は、表2に示すごとく全国平均をやや上廻るが、長野・山梨等山地の多い地域の水田の整備は全国平均を大きく下廻る。

生活基盤、施設の整備状況は、表3に示すごとく全国平均をやや上廻るが、その程度は生産基盤の整備状況にほぼ比例したものであり、耕地面積当りの農家戸数、農家人口の密度や混住化率の高さ、全国総人口の35%が居住する関東地方で農村に期待される役割や機能を考慮すれば、管内農村の整備状況が他の地方を上廻っているとは決して言えない。

表1 主要農業指標

	耕地面積 ha	農家戸数 戸	農家人口 人	粗生産額 百万円
全 国	5,494,000	4,788,200	22,235,000	10,131,407
関 東	1,080,000	1,134,900	5,523,000	2,610,855
比 率	19.7%	23.7%	24.8%	25.8%

表2 農村地域整備状況-1-

		(単位%)		
		全 国	関 東	
水 田	整 備 済	37.3	41.9	
	未 整 備	62.7	58.1	
畑・樹 園 地	幹線道路	支線完備	13.0	16.5
		支線不備	44.1	55.7
	整 備 済	支線完備	2.0	1.7
		支線不備	40.9	26.1

資料：「農村地域整備状況調査報告書」53年3月
国土庁地方振興局より。

* 関東農政局計画部長

表3 農村地域整備状況-2-

(単位%)

		全 国	関 東	
居住区域内 道 路	1・2級市町村道	舗装80%以上	49.3	53.7
		舗装80%以下	50.7	46.3
	国県道1・2級 市町村道以外	舗 装 済	27.5	29.3
		未 舗 装	72.5	70.7
飲用水供給 施 設	上 水 道	33.9	41.0	
	簡 易 水 道	22.5	23.2	
	そ の 他	43.6	35.8	
	公 共 下 水 道	0.3	0.6	
家庭雑排水 の排水先	宅地内吸込槽・貯留槽		11.6	25.4
	河 川		20.8	21.1
	農 業 用 用 排 水 路		54.6	40.5
	そ の 他		12.7	12.4
	水 洗		1.1	2.6
し尿処理	汲み取り	公共機関等	47.5	58.8
		自家処理	51.4	38.6
生ごみ処理	公共機関・許可業者		51.9	48.2
	自 家 処 理		48.1	51.8
集会施設	あ る		70.3	74.9
	な い		29.7	25.1
園地・ 遊び場	あ る		21.7	26.1
	な い		78.3	73.9

資料：「農村地域整備状況調査報告書」53年3月国土庁地方振興局より。

3. 農村整備の実施状況

関東管内における農村の整備は、昭和48年に着工したモデル事業が109地区に達し、ミニ総バが89地区に達している。その他の農村整備に関連する事業の実施状況は表4に示すとおりである。これらの事業の実施状況は全国に対する関東の農振指定市町村数の比率に比べて低い状況にある。

従来の農村整備が都市の整備水準との比較のうえで論議されてきた背景と全国平均をやや上回る関東地方の整備水準とによる現況と理解されるが、先に述べたとおり農村が期待される機能や役割を果し、質のゆたかな地域社会を形成してゆくためには、その整備の推進に更に努

表4・1 農業集落当り世帯数

	農家数	非農家数	計	農家率	非農家率
全 国	35戸	83戸	118戸	29.7%	70.3%
北関東	45	76	121	37.2	62.8
南関東	35	298	333	10.5	89.5

資料：1975年農業センサス

力しなければならないと考えている。

農村整備は総合的に実施されているが、従来は立地条件と関連する生産基盤整備の水準から総合的に低平地においては排水路、山間地においては道路整備の比率が高い傾向にあった。最近では、し尿処理を含めた雑排水処理施設の整備に対する要望が、農業用排水の質の確保、集落居住環境維持、改善の両面から低平地、山間地を問わず高まっている。

4. 地域農政の推進状況

地域農業の振興を図るため、農業集落ごとの話し合いによる農業者の創意と意欲の積上げ等を通じて、地域農政を推進するため、農業生産の対策や農村地域の整備対策等、各種の施策を計画的に実施することが重要である。

(1) このためには、地域の実態や自然立地条件に併せた農業及び農村の振興を図るための基本方針となる推進方策の策定を行う「地域農政特別対策事業」の管内の実施状況は、52～56年度まで表5のとおり、

表4・2 農村整備関係事業地区数一覧

事業名	年度 区分	53年 まで	54年	55年	56年	計	
		全国	427	76	89		84
農村総合整備 モデル事業	関東	70	10	17	12	109	
	比率	16.4	13.2	19.1	14.3	16.1	
	全国	263	110	106	105	584	
農業基盤総合 整備事業 (ミニ総バ)	関東	43	16	15	15	89	
	比率	16.3	14.5	14.2	14.3	15.2	
	全国	80	170	250	214	714	
新農業構造 改善事業	地区再編	関東	13	32	36	33	114
		比率	16.3	18.8	14.4	15.4	16.0
		全国		120	120	112	352
農村地 域	一般 型	関東		19	19	17	55
		比率		15.8	15.8	15.2	15.6
		全国		25	25	24	74
	自然 活用 型	関東		3	5	7	15
		比率		12.0	20.0	29.2	20.3

表5 地域農政推進地区数一覧

事業名	年度 区分	53年 まで	54年	55年	56年	計
・地域農政特別対策事業 (推進活動)	全国	1,748	750	503	28	3,029
	関東	351	161	115	16	643
	比率	20.0	21.5	22.9	57.1	21.2
・新農振整備 計画策定事業	全国		90	90	90	270
	関東		18	19	19	56
	比率		20.0	21.1	21.1	20.7
・農村地域整備 共同推進 事業	全国				200	200
	関東				35	35
	比率				17.5	17.5

643市町村で全国実施市町村の約2割を占めている一方、管内の農振指定市町村657であることから殆んどが推進方策の策定市町村の状況にある。

(2) また、54年度からモデル的に農振地域の総合的な振興・整備を図るための基本的な地域計画として、その機能と実効性の確保を図るための「新農振整備計画」の作成市町村は、54年度18、55～56年度はそれぞれ19市町村で現在その関係作業が進められており、この3カ年間で全国270のうち、管内56の市町村で実施している。

(3) この新農振整備計画の策定・活用と併せて、新たに農村住民が農業、農村に係る地域の課題について集落全体の話し合いを通じて自主的な共同活動計画を策定する「農村地域整備共同推進事業」は56年度から全国200市町村で実施されているが、管内では35の市町村が鋭意取り組んでいる。

5. 県営事業による

一むらづくりの取り組み一

(1) 概要

農村、農業の再構築の手法については、総合農政の展開や、水田利用再編下において管内各県においては地域の整備課題に対応した各種の対策が独自にとられている。

例えば、昭和42年から実施されてきた、①茨城県の「田園都市建設事業」では、農村を合理的で人間性にあふれた生産と生活の場とするため、農業集落を核とした生活環境を整備するパイオニアとしてのこの事業を始めとして、昭和51年にいたり、②千葉県においては、農村集落全農家の意向による計画に基づく生産対策及び生活環境整備の総合的な実施手法や、③山梨県にみられる

村づくりへの合意形成を基にした計画による生産基盤、生活環境の整備を拠点的に実施する対策手法、それに最近に至り、④栃木県では昭和54年から農村集落の生活環境整備の柱の他に農村に欠如したコミュニティの形成活動を促進する対策を展開するなど、各般にわたる地域対策、むらづくりへの取り組みがなされている。

(2) むらづくりの主要事業紹介

a 茨城県の「田園都市建設事業」

ア 趣 旨

農村の生活環境を総合的に改善することをねらいとして、身近な集落を単位とした住民の主体的な運動として展開するため、自から改善計画を樹立して、整備に要する資金については、住民の拠出を前提とし、それに県と市町村が追加拠出する方式での基金を造成する。そしてその基金をもとに、その後3年間、取りくずし方式により計画した事業を実施する対策である。

イ 事業の内容

第1年度 構想の策定と基金の設置

第2年度 実施計画の樹立と集落の指定

第3～5年度 建設事業の実施

第6～12年度 後期事業の実施

ウ 基金の積立てと活用

田園都市建設基金は、事業に着手後3年間に県と関係市町村の補助金と、整備するモデル集落の農家の拠出により積立てられるものである。

基金の対象事業は、既存の事業で採択されにくい①田園都市センターの建設、②墓地の整備、③集落道路の整備、④街路灯の設置、⑤児童遊具施設等にわたっている。

さらに、そのモデル集落での事業完了後、補完事業及び啓発普及事業を推進するために、7年間計1,200万円の基金造成と関係事業が後期事業として継続される仕組みになっている。

以上、この田園都市建設事業は、54年度以降新規採択を打ち切り、42年から53年までの実績と成果をふまえて、農村集落センター整備事業(52年度発足)及び地域営農再編整備事業(54年度発足)と生まれかわ

(田園都市建設基金)

	第1年次	第2年次	第3年次	合 計
モデル集 落の拠出	3カ年を通じて1戸平均20,000 円以上			
市町村費	350万円	300	250	900
県 費	800万円	500	400	1,700

って引続きむらづくりの精神を培っている。

b 山梨県の「新しい村づくり事業」

ア 新しい村づくり市町村設置事業

新しい村づくりの市町村として、知事が指定した市町村は、農業及び農村の現状、地域住民の意向等村づくりに必要な事項について基礎調査等を行って、農業を基盤として生きぬく村づくりを推進する「村づくり基本計画」を策定する。

さらに、農業生産、農村生活環境の改善及び新しい地域社会づくりに意欲のある集落について、その基本計画に則した「モデル集落振興計画」の策定を行う内容を持つ事業で、かつ、国の地域農政推進活動実施要領に基づく事業を併せ実施する方法をとって、むらづくり、地域づくりへのソフト活動の強化と斉合性を持つように仕組まれているものである。

イ 新しい村づくり助成事業

振興計画を策定したモデル集落は、既存の県単事業以外で、生産基盤、施設整備、集落環境整備等の事業について、具体的事業を内容とした「助成事業実施計画」を定めて、おおむね4カ年間で、1集落当りの事業費1億円を限度として、県は4/10、市町村は1/10～2/10の補助をしてむらの整備を進めるものである。

以上のような山梨県の新しい村づくりは、「市町村設置事業」によりボーリング的手法による指定を受けた市町村は、村づくり基本計画を策定し、それを基盤としたモデル集落を選定した上、そこにおける地域振興整備の核的機能を持つ集落の振興計画を作成後、本事業独自の「助成事業」と相まって国及び県単事業を有機的に活用する事業方式は、成果が地域的にマッチして全国的にも注目されているところである。

c 栃木県の「新しい村づくり推進整備モデル事業」

ア 趣 旨

農業及び農村の発展のためには、農業の近代化と農村の生活環境を整備し、加えて古くから農業、農民という言葉で等質地域社会から農業を生活基盤としていない生活世帯の浸入と増加による異質化社会になってきた現状からの問題点解決の視点に立って、農村地域のコミュニティの再生を図ることが重要であることから、その事業内容を、①農村集落における生産基盤と併せた生活環境の整備、②農村コミュニティ形成活動の実施を柱としている。

イ 事業の仕組み

国の地域農政特別対策事業による総合推進方策を基礎として、新しい村づくり推進整備モデル事業実施計画を樹立し、これに則して、「活動事業」と「整備事業」を相互に関連性をもたせながら実施する仕組みとなっている。

(集落農業育成活動事業)

集落を基礎単位とした活動を展開するため、推進員を特に設置して村づくりの啓もうや、郷土まつりを主体としたコミュニティ形成活動、営農指導、農業後継者対策等を実施する「集落活動事業」と、市町村を単位とした産業祭、農村大学の設置等の文化活動、海外先進地視察の研修等を行う「市町村活動事業」の2本立ての内容となっているが、特に市町村活動事業の場合には、集落間の計画、事業の調整、広域のコミュニティ活動を目玉としている。

(集落農業整備事業)

先の地域特対による総合推進方策や、前述の活動事業の成果の具体化のため、農用地の流動化、小規模の生産基盤の整備及び施設整備を実施するほか、実落集會センターの設置等を行うものである。

ウ 事業の実施内容

事業主体を市町村として、モデル的に生産基盤の整備と併せて農村集落における生活環境の整備、農村コミュニティ活動を展開する本事業の実施期間は、3年間で、事業費規模を1市町村平均5,000万円を見込み、その年度別実施割合を40%、40%、20%にしている。

また、ソフト活動とハードを併行して実施するこのモデル事業は、事業実施面の要望が強いなかをソフト面の活動事業について、実施年度の総体事業費の20%を下回らないことのしほりをつけているところにも特徴を持っている。

以上のように栃木県におけるこの新しい村づくり推進整備モデル事業は、地域農政の見直しの最中の昭和53年、農業及び農村の再構築を目ざした集落からのむらづくり手法に、新たにコミュニティ活動を重視して事業手法を導入した形のユニークな事業を実施して以来、着実にその成果を納めているところである。

上記の3県を紹介した以外においても、県の農業振興及び農村整備の各般にわたる対策の一環として、むらづくりに取り組んでいるところである。①千葉県においてもすでに51年度から「むらぐるみ農業推進対策要綱」を定めて、特定の集落を指定するとともに、知事が委嘱したむらづくり推進委員が中心となってソフト及びハード面に機能する特色をもって実施されている一方、②埼玉県においては、古くから「近代農村建設推進事業」を充足させ、農村を地域対策としてとらえて生活環境施設の整備を主体に実施し、すでに現在は昭和55年度からスタートした第3期対策を実施して成果をあげているところである。

6 「豊かなむらづくり」の優良事例

昭和54年度の第18回農村水産祭から新たに設けられた「豊かなむらづくり」部門の表彰には、54年度は東京都を除いた各県から管内9地区、55年度は管内10地区と計19地区が推進されたが、この中から54年度3地区、55年度3地区と計6地区が農林水産大臣賞を受賞することができた。

このなかから、集落単位のむらづくりと、市町村行政区域のむらづくりとして特性のある2地区を紹介して、農村整備の手法への参考としたい。

A 千田集落（茨城県緒川村）

『手を出せ、汗を出せ、チエを出せを合言葉にむらを一変した』

(1) 概要

千田集落は、茨城県の北々西、水戸から45kmのところに位置する東西1.6km、南北4.4kmの南北に長い地形の集落である。

耕地は67haで、山間急傾斜に点在している。この集落の新規卒業者はすべて農外に就職して過疎化が急速

に進んだ。

こうしたことから、営農意欲は低下し、住民の連帯意識もうすれ、77戸の住民には活気が見られなかった。

この状況のなかから「自分達でむらづくりをやらなければ誰がやる」という意識が1年余りの話し合い220回のなかから生れて、47年には田園都市建設推進協議会を発足させ、それを母体として田園都市建設事業によるむらづくりに取り組むことになった。

(2) 事業の内容と成果

むらづくりの第一歩は、集落全体の現状の点検から始り、「手を出せ、汗を出せ、チエを出せ」の合言葉のもとに、49年には田園都市建設センターの完成、50年には、道路鋼の整備、簡易水道事業、は場整備事業(1.4ha)の完成、51年には山村にはめずらしい共同霊堂の建設を行った。

こうしたむらづくりの進捗に伴い、人口の減少も鈍化し、住民の集落への定着化がみられるようになった。また、営農面でも葉たばこ、米、麦の伝統的作物のほか、巨峰ブドウの導入が図られ、しいたけと並んで大きな所得源となっている。

このように、千田集落では田園都市建設事業による住民一体となったむらづくりにより過疎化に歯止めをかけ、近代的な山村集落の建設に成功した。

B 白州町農林業振興会（山梨県白州町）

『農林業振興会を核にしたむらづくりで、農林業に新しい活力を』

(1) 概要

白州町は、甲府市の北西約30kmにあり、国道20号線が釜無川に平行して町内を13kmにわたり走っている。それに連担して14の集落があり、標高600～700mの中山間地帯である。

第1次産業就業率は45.9%で、農業は昔から米、養蚕経営が伝統的に受けつがれてきたが、近年、米に代る作物として肉用牛、夏秋トマト、山菜等を取り入れた複合経営形態に変わりつつある。

(2) むらづくりの内容

・むらづくりを推進するに至った背景と動機

当町は、農家1戸当り耕作面積は72aと狭小で、水稲作を中心とした農業経営の中で農業所得も少なく、町

以外に出る若者が増加するなど、過疎化が進み兼業農家が目立つようになった。その結果、やり場のない不満を行政にぶつけるようになった。

そこで、豊かなむらづくりの基盤は、産業振興であるとの視点から、51年には県単事業の新しい村づくり事業にモデル的に取り組み、その活動の中から活力ある農村を築くため、農業を基盤とした組織作りに着手して52年には当町14集落すべてに「農林業振興会」を結成した。

この農林業振興会を中心に合意形成を基礎とした新しい村づくり事業を進めることになるが、まず第1に農業後継者部会（会員50名）が経営規模の拡大と遊休農地を利用した山菜「タラの芽」栽培を経営に取り入れて団地化が図られている。

第2に「ふるさと産地直売所」を国道ぞいに設置して各農家の農産物や漬物などの手づくり加工品を販売し、売れゆきは良好の状況にある。また、第3にミニ農場の設置である。これはいわゆる畜産公害との関係で、大規模飼育農家を対象にモデル的に畜舎を移転させ、遊休農用地の利用もかねて現在6カ所にもミニ農場が完成している。第4に「堆肥銀行」「土地銀行」「機械銀行」の

3銀行を設立して、土づくり、農地の賃貸借、農業機械の有効利用が実績をあげている。

・生活環境の改善整備

農業後継者部会の活動では、道路の補修、草刈、神社の清掃、山林の下刈り、農業用排水路のゴミあげ、花いっぱい運動など幅広い活動を続けている。

生活改善部会の活動では、「婦人の家」を拠点として農産物加工食品を作り農繁期の保存食としたり、加工食品の研究も行っている。また、地域の産物の目玉として、先の「ふるさと産地直売所」での直売や民宿への提供などに中心的に活動を続け、旧来みられなかった連帯のもとに、むらづくりの原動力となっている。

以上、2市町村におけるむらづくりの優良事例として紹介したが、これは農村社会の変化に伴って、農業集落が維持してきた農業生産や生活面における機能は変化してきているが、今後の地域農政の推進及び健全な地域社会の形成に当って、集落の機能を再評価し、これを近代的市民社会の原理に立って再構築していくことが、農村整備の推進するにさいして基本であると考えたからである。

山梨県の農村整備

中込善一

1. 地勢, 気象

総面積は、446,348 ha で内山林が345,393 ha、77パーセントを占め甲府盆地を除く外は、平野地はきわめて少く、四囲3,000 m級の高い山岳に囲まれ域内には、山あり、谷あり、盆地あり、という複雑な地形である。

したがって、気象は、空気が乾燥し、降雨量少く、晴天が多い、冬は寒さ強く、夏は炎暑とくにきびしく、気温の偏差の大きいことは、本邦内地の代表的なものである。

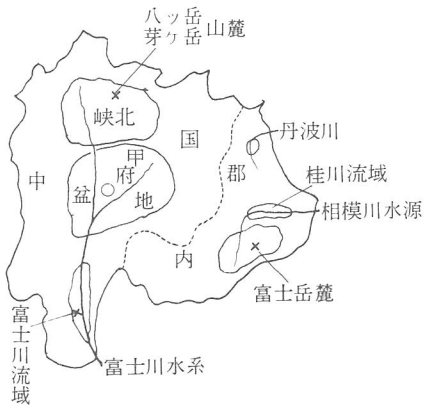
気候区分

- 少雨高温区 甲府盆地 (年約2,000 mm)
- 多雨高温区 甲府盆地以南富士川流域
- 平雨高温区 大月、上野原を中心とした桂川流域
- 少雨冷涼区 ハツ岳山麓高原から甲府盆地以北の山岳地域
- 多雨冷涼区 富士五湖地域

2. 農業概況

経営耕地面積 39,700 ha 戸当たり 6.1 a

図1 山梨県の地形



農家戸数	64,903 戸
専業農家数	12,155 18.7% (全国 13.4%)
一兼農家数	14,092 21.7% (全国 21.5%)
二兼農家数	38,656 59.6%

本県農業は、山付地帯の地勢、きびしい気象条件、零細な経営の中にあつたが、近年京浜等大消費地に隣接する立地条件を生かして、米・麦・養蚕の耕種型から果樹、やさい・その施設園芸・畜産・一部茶などの生産性の高い都市近郊型農業へ転換して来た。特に果樹は、昔から

図2 農業生産額実績 (単位: 百万円)

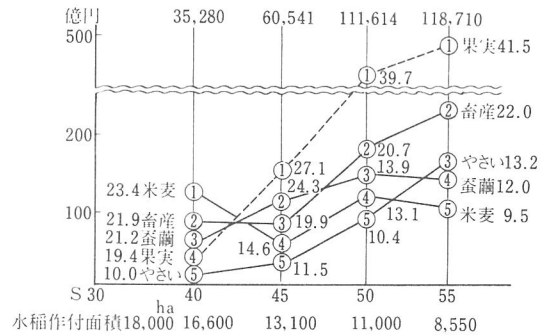


図3 地域別農業生産



* 山梨県農村整備課長

図4 経営耕地の構成

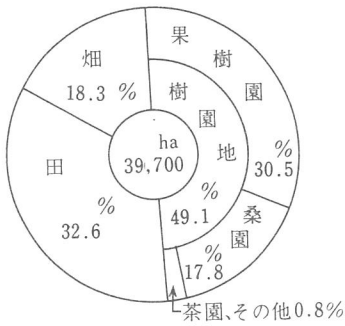
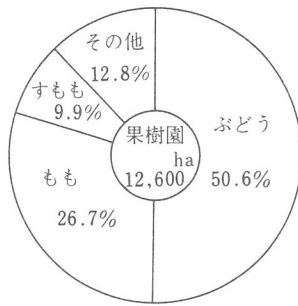


図5 果樹経営の状況



甲州の八珍果（ぶどう、もも、なし、りんご、かき、ざくろ、くり、ぎんなん）といわれているとおり、雨の少ない内陸性気候が落葉果樹の栽培に適しており、ぶどう、もも、次いですももなど全国有数の産地化に成功している。しかし、果樹栽培においても、最近、産地間競争、農産物輸入、エネルギー、品質向上、加工、流通、対策など幾多の問題が提起されている。

3. 社会的、立地的環境の変化

(1) 高齢化社会の到来

本県の高令化社会への進捗は、全国平均より10年早いといわれ、都市周辺を除く山村地域に行くに従って高令化、過疎化が著しい。

高齢人口比（65歳以上）

	55年	60年	65年
山梨	12.5	14.2	15.5
全国	8.9	9.7	11.0

農家人口比

	60歳以上	16-59歳以上
山梨	23.1	56.7
全国	21.2	58.8

(2) 立地条件の変化

中央自動車道西宮線は、甲府以西が、56年3月30日に開通した。残る甲府盆地の23.1kmが57年夏には完成予定であり、これが全面開通すれば、京浜のみでなく、阪神へも5時間の距離となり、本県は本州の内陸部の中央、へそに位置し、61年国体の誘致も合わせて、社会的、経済的にそれに対応出来る県土づくりを目指している。

特に農業生産においては、生鮮食料基地としての地

域農業の確立や豊かな緑の村づくりの中での都市住民の憩いの場としての農村整備など、山梨のカラーを生み出す地域づくりの政策の推進が要請されている。

4. 新しい村づくりの推進

本県は、64市町村であるが、県都甲府が人口20万人、ほかの6つの市は5万人足らずの小都市であり、工業都市は

現状ではない。64市町村のうち農業振興地域が62市町村、山村振興指定地をもつ市町村28、過疎対象町村20の実態である。

したがって、本県では農業は産業の基幹産業に位置づけられており、農業・農村の振興整備を目的とした主要政策として51年度から「農業を基本とした新しい村づくり」を実施し5年間で24市町村を実施している。

その手法としては、新しい村づくり指定市町村は、2年間のソフト事業、4年間の生産及び生活環境の整備事業（1集落1億円）を行うこととした。

ソフト事業は、1年目は、市町村全域にわたる農家、非農家を網らした住民参加の村づくり運動の展開、集落の話し合いを重ね村づくり推進計画を策定する。

果樹地帯など高生産性農業の展開、山村などの地域特産の造成振興、都市と農村の調和による発展など、地域住民の総意とコンセンサスの中からの村づくり計画の策定を主眼とした。2年目には、モデル集落を選定し、なお濃密な集落振興計画を策定して、3年目からモデル集落の生産及び生活環境整備のためのハード事業を実施している。52年度から始まった国の地域農政推進事業、本県の地方の時代に対応する全県的な「ふるさとづくり県民運動」の推進とも合わせながら事業を実施してきて、特性ある地域づくりの成果も出ている。

例えば一つの事例をあげれば全町的な村づくりの推進の中から、

1. ミニ農場の設置—農地銀行（町）

兼業農家の遊休農地を農地銀行が農用地利用増進事業により、担い手農家へ集団〔1農場3-5戸、1-3ha〕で貸借して、規模拡大を図った。山村であるので、あるミニ農場では、山菜であるタラの芽栽培を始

め地域の特産に成長している。

2. 土づくり一堆积銀行（農協）

畜産農家と耕種農家を結ぶ土づくりを農協が行っている。堆肥製造の補助材料としてオガクズを使用しているが、近くの雑木を利用するためオガクズ製造機を独自で開発して堆肥の製造をしている。

3. 営農組織の育成一機械銀行（農協）

遊休農地の利用増進、営農集団の育成機械貧乏の解消に役立っている。村づくりを進める過程で、まず市町村長の理解と熱意、それに職員、農業団体の取組みの姿勢であり、それがあれば地域住民は、動き呼応して来ると思う。

5. 広域の生産基盤の整備

本県の立地は、急しゅんな山岳に囲まれ平地少く、雨量も少なく我々の祖先は新田の開発に命をかけた歴史がある。

徳川時代のかんがい水路の開発として340年前に県の米どころである峡北地方において寛永16年に着工した朝穂堰20kmを始め、楯無堰15km、徳島堰17kmを三大堰と言いま現在もその恩恵を受けている。

最近の水利面での画期的事業としては、畑地かんがい事業があげられる。

○釜無川右岸畑地かんがい事業（昭43-49）

甲府盆地西部の勅使川扇状地1,733haを受益として、月夜でも焼ける（干魃）といわれた桑園、雑穀畑の地帯を生産性の高い果樹地帯に造成した。

○笛吹川沿岸畑地かんがい事業（昭48～）

甲府盆地東部の本県最大の果樹、養蚕地帯、5,812haを受益として、多目的広瀬ダムを水源とし、防除兼用の多目的散水方式も取り入れ事業を実施しており一部供用（900ha）を開始している。

このように生産基盤の整備は、地域農業の確立の上に大きな役割を果たしている。

6. 今後の農村整備の課題

村づくりを行政として進めているが、村づくりには、地域の先覚的指導者の経済的肉体的努力と、それに力を合わせた村に住む人々の相互扶助、協力が村づくり、集落を維持して来た歴史を感じる。

私達が今、農業やむらぎ、生産的にも、人的にも崩壊していく危機感は何か、なにがそれをもたらしたか。

それをくい止め、活力を生み出す方途を見いだしていかなければならない。

国において、農村計画制度の検討も着手され、その制度化を期待するものであるが本県においても、村づくり行政5年を経過し、土地利用など基本問題は勿論、地域の特性を生かした地域農業の確立、生活環境整備の在り方など、いかに村づくり思想を集落に定着させて行くかなど、基本構想、手法を検討して新しい出発をしなければならぬ時期と考えている。

7. 村づくりの先人の紹介

村づくりの先人は、有名、無名本県にも多くの先達がおるが、その一人を紹介する。

丹沢正作（1876 - 1926）

山梨県西八代郡三珠町（旧上野村）、東京専門学校（現早稲田大学）法律科卒業、キリスト教信者

学校を終え村に帰り、農業に従事、役場書記、村議員などのほか日曜学校の校長、キリスト教の伝道、農家の子弟を集めての平民学校の開設（1906）、小作組合を設立（1920）し組合長となる。

徳富蘆花、木下尚江、田中正造、江渡秋嶺と親交があった。

平民学校の言葉

“利巧者になるなら中学校へ、まての者（正直者）のひった糞は犬も喰わぬという、まての者になるなら平民学校へ。”

上野村小作組合創立の趣旨

「吾が父は農夫なり、土に生れ、土の生むものを喰いて生き、而して死す。畢境我々は土の化物である。土の化物に一番、適なる仕事は、農である。」「自然の懐に自然の支配の下に、自然をたすけて、万物を創造し、上は王侯、貴人より下は万民に至るまで農夫によりて衣食す。大哉農。……」

丹沢正作は、最近の人であり、村役場の職員、村議員という行政にも一時携わった人である。単に村にいて、学問のある人、ロマンチストでないところに我々との近しさを感じる。

む す び

我々が村に入ってみると、今はあまりに経済的追求や、政策においても、目に見えるものが優先される風潮があるが、むらに住む人達の人間としての生きざま、ゆとり、愛情は、昔も今も変わらないと思う。

連帯感の欠除がいわれるが、個人、わが家への愛情が、自分のまわり、村への広がり、地域への広がりをもつ社会をつくるのが村づくりだと思う。

村づくりは、人づくりとも言える。地方の時代、文化の時代が提唱される今、我々は先人の築いたふるさと、農業を守るために微力をつくしたいと思う。

信玄と民政

志摩 阿木夫*

1. 甲斐源氏と武田氏

武田信玄を語る前に知っておいて欲しいのは、信玄を生んだ名門の武田氏が、どういう系譜をたどって発生したかということである。

すでに日本史の中で大方の知識を得ておられると思うが、ここでもう一度復習していただきたい。

人皇第56代清和天皇からはじめられた清和源氏は、平安朝末期に新羅三郎義光（源義家の弟）の出現を見た。この義光が後三年の役（1083）の功勞で甲斐国の支配を命ぜられ、以後義清・清光と代々甲斐の国守の任にあって、この国は次第に源氏の勢力の下におかれるようになり、やがて甲斐国を統治する源氏一族を甲斐源氏と呼ぶようになった。

甲斐源氏3代目に当たる清光は、八ヶ岳山麓一帯の官牧をつぎつぎに私牧化して、勢力を強める一方、10人余の男子を国中地方（現在の甲府盆地一帯）の重要地点に配属して、それぞれに所領を与えて領地の繁栄を命じたが、10人余の清光の子どもたちは父から預った領地の地名を姓にして、以後各地で活躍した。

この中のひとり、源信義は所領を武田の庄（現在の韭崎市周辺）に受けたため、姓を武田と名乗り、これが武田氏の始祖となった。ほかの甲斐源氏一族も、逸見・加賀美・安田・奈胡・曾根・浅利・河内などの始祖となったが、信義は中でも最も勢力をもち、この一族の惣領職の地位についたため、後には甲斐の守護職に武田氏が任ぜられるようになった。

武田信義から15代目にあたり、甲斐の守護職を命ぜられたのが武田信虎である。この間甲斐の国内は次第に同族相争う時代を経て、ようやく信虎が一族を統一したため、甲斐は再び統制のとれた一国を統制することがで

きたが、すでに時代は群雄かつ桓の戦国時代であり、信虎は国内統一の後息つく暇もなく、国外の敵との戦いに備える重荷を背負わされる運命にあった。

信虎が国内を統一したのは石和の地であったが、ここは地の理も悪く、国外の敵に対処するのに不利であるとして、新しい地を求めて得たのが、現在の甲府市北部にあるつつじヶ崎の地であった。永正16年（1519）である。

信虎はつつじヶ崎に館（やかた）を築き後方およそ1キロの地にある丸山に要害城を築いた。

2年後の大永元年（1521）はやくも駿河の今川氏は家臣の福島正成に命じて、甲斐攻略を企て、信虎はこれを飯田河原に迎え討ち大勝を得たが、合戦の最中に誕生したのが後の晴信、つまり武田信玄である。

2. 信玄の生いたちから逝去まで

信虎の嫡男であるから幼名は太郎、晴信は時の將軍足利義晴から「晴」の一字をもらってつけた名前である。13歳のとき川越領主上杉朝興の娘（15歳）と結婚したが、翌年死別した。続いて天文5年（1536）16歳で三條公頼の娘と結婚した。5年後の天文10年（1541）父信虎を姉の嫁ぎ先である今川義元のところへ追放し甲斐の実権を握る。以後信濃の豪族との間に合戦が繰り返えされ、諏訪頼重・小笠原長時・村上義晴・木曾義昌などとはしばしば争った。

天文16年『甲州法度の次第』26条を制定漸次増加して天文23年までに57カ条とした。

天文22年（1553）信玄に追われた信濃の村上義清が越後の長尾景虎を頼ったため、川中島に景虎（後の謙信）信玄の第1回合戦が行われた。以後弘治元年（1555）第2回、同3年（1557）第3回、永祿4年（1561）第

* 郷土史家

4回および永禄7年（1564）第5回と川中島の合戦が行われた。歴史に残る信玄・謙信の一騎討は第4回目の合戦であった。

第5回川中島合戦以後、信玄は上野（群馬県）に出兵、永禄11年（1568）には徳川家康と駿河・遠江の両国を分け合い、以後伊豆・駿河・武蔵・三河・遠江などに転戦し元亀3年（1571）12月織田・徳川の連合軍を三方ヶ原に破って翌年三河の野田城を攻略中、病を得て信州駒場に兵を引き揚げ、元亀4年4月12日（7月から天正と改元）この地で生涯をとげた。年53歳。

3. 民政に現われた信玄の人柄

武田晴信が得度して徳栄軒信玄と称したのは永禄2年（1559）39歳の年であった。

戦争に明け暮れていた諸国の戦国大名は、概して神仏の加護による勝利を信ずるため神社・仏閣の建立保護を盛んに行ったが、信玄もまた例外ではなく領内の神社・仏閣に厚い保護を与えたが、とりわけ仏教に深い関心を寄せ、中でも禅宗への帰依は目立っていた。特に京都花園妙心寺派の寺院を厚く保護し、京都から禅の高僧を招いて自己の教養をも高め、禅の教えるところによる民政を行って、領国内の人心を把握することに努めた。有名な快川紹喜国師はその意味で信玄の生涯の師といえるであろう。

(1) 治山治水に見る民政

四面山にとざされている甲斐の国の民政を安定させるためには、まず領民の生きる場の開発を優先しなくてはならない、と着目した信玄は、山を治め水を治める施策に重大な関心を示した。

甲斐の国には国内を流れる大きな川として、甲府盆地に笛吹川と釜無川、郡内と呼ばれる富士北麓の桂川とがある。このうち釜無川とこれに合流する御勅使（みだい）川の合流点（現在甲府の西竜王町地内）は毎年降雨期になると洪水の常習地といわれ、はんらんした水は甲府盆地一帯を湖と化すこともしばしばであった。当然のことであるが、このため農地は押し流されて領民の生活は安定の時を失ったため、この災禍を永遠に除く必要があるとして、釜無川の大治水工事を起こした、世にいう「信玄堤」である。この工事は釜無・御勅使のふたつの川が荒れ狂って合流する地点に、雁行堤（がんこうてい）

という特別な工法による堤防を工築して、水勢を弱める工事であって、後に甲州流水防法といわれるものであった。完成は永禄3年（1560）信玄はただちに信玄堤の附近に、西山・興石両郷に住む領民を移住させて、常時堤防の警備・保全の任につかせると同時に、棟別役（むなべちやく）を免除して、この地に新しく田畑を開墾させ一挙両得の施策を講じた。

現在当時の河原宿は栄えて竜王町の中心的存在にある。

(2) 金山の開発

国の70%を山で占められている甲斐は、当然耕地面積が少なく、米・麦および雑穀の類は他国に依存しなくてはならなかった。しかし戦国騒乱の世であるから、他国への依存もそう簡単にはいかなかった。山国である故に山にある資源を開発して、それで不足する食糧を確保することがまず考えられる。幸い甲州の山には黄金があった。

信玄は京都から黄金探掘の技術者を招いて各地で探掘を試みた結果、国内の黒川・金山・保などをはじめ、信州諏訪・駿州の梅ヶ島・富士など10余カ所の金鉱開発に成功し「甲州灰吹碁石金」は諸国戦国大名の羨望の的ともなり、これによる食糧の確保や兵力増強が図られ、民政安定に大きな役割りを果たした。

さきの天文10年に父信虎を駿河の今川義元のもとへ追放したことで、一般の評価では、信玄は冷酷な武将とされる向もあるが、信虎の場合戦略的に優れた武将ではあったが、うち続いた内戦で困窮した国内の財政再建のため、施策なしに領民から重税を取り立てたことで、民心を不安定にさせ、やがて暴政を行う結果となったので信玄があえて追放を決意したのであり、むしろその意味では肉親への情よりも、領民への情を重く考えた信玄は、冷酷な人という評価には当てはまらないと考える。

治山治水や金山開発のほかにも、山の幸であるうるしの奨励・和紙の開発、大小切と呼ばれる生産者中心の租税徴収制度・甲州マス・甲州ハカリの制度・伝馬の制度および行商を業とする者への諸商売免許の制度、僧侶の妻帯には妻帯役という特殊な税金を課して結婚を認めるなど、きわめて細かい配慮をした政策は、やがて領民たちの信頼と尊敬に結びつけられる成果となった。

4. 領民とともに生きる

天文16年(1547)前述のように信玄は、分国支配のための武家の掟ともいえる「甲州法度の次第」26カ条を制定し、逐次これを追加して、天文23年(1554)には57カ条までにしたが、これは信玄が支配した占領した土地で、家来たちが悪業を重ね領民に不評をかわないように定めた法律であって、内容はかなりきびしいものであった。

しかし、信玄がこの法律を家来に強制すると同時に、自らもこれに服することを誓約した1条が堂々と示されているところに、領民とともに生きる信玄の心根があった。要約するとつぎのような一文である。

「この法度にもし信玄自身が違反した場合は、身分の上下を問わないから目安(投書)をもって知らせよ。投書の内容が事実であった場合は即座に改めることを誓うものである。」というのである。

食うか食われるかの戦国騒乱の時代、しかも一国一城の主が、戦いに勝つためにはどんな冷酷の掟を強制しても、止むを得ないと考えられた時代に、このような自戒を堂々と示したのは、やはり禅に学びそれを実践にうつした成果であったといえようか。とにかく合戦にしても民政にしても慎重すぎるほど細かい神経を使っていたように思える。

後に江戸時代になって刊行された武家社会の教書としてはベストセラーの呼び声も高い『甲陽軍鑑』は、信玄の戦略・戦術をはじめ民政の在り方を記したもので、その中に、

「信玄が仰せらるには、戦いにおける勝負は十のものなら六分七分勝てばそれでよい、とくに大合戦においては以上のことは重要である。というのは、八分の勝はすであやうく、九分十分の勝は味方が大敗を受ける下地となるからである」というようなことが書かれている(万治2年本『甲陽軍鑑』品39記載)。このことをみても信玄の慎重さが十分にうかがえよう。これはこと合戦に限ることなく、一般の日常生活の上にも生かされた哲学でもあった。

5. 武田百目録と現代人の心得

信玄が領民を支配する上に目安としたものには、前述

の『甲州法度の次第』と永禄元年(1558)に弟の信繁が選んだ99カ条の『武田家家法』、それにこの『武田百目録』であった。

前二者は法律あるいはこれに準ずる武家の掟ともいうもので『群書類従』にも収められている名著であるが、『百目録』はいわば家憲であって、家中の者の日常の心得を記したものである。

ここにいくつかのものを抜粋して、信玄の思うところを考察してみよう。

(1) 朝の心得

① 貴賤老若を問わず、朝目が覚めたときはムクと起き上ることはよくない。

まず仰向けになって両足をふみ揃え、指をからめ、左右の手で胸からヘソの下までゆるゆると三度なでおろし、終りに丹田(たんでん)をヘソから三寸さがり、しかと押えて後、そっと起きあがること。こうすれば、その日どのような異変があってもむなつき、うろたえることがない。毎朝くせとせよ。

② 枕をはなれ、寝床の上に安座(あぐら)をし、その日の用事を心にそらんじ、前後にふんべつして、寝床から出ること、寝床から出る妻子・下人、わが心にそむくこと見聞きしても、急に怒り高声にわめいてはならない。夜中休みおき、陽気を早朝にくじくときは、身にとって損失が多い。食後まで堪忍して、上下食事終って後、詮議すること、何ごともこらえ性の無いことはこれ氣随の甚しいことである。

③ 朝飯前、口の中に出るツバをみだりに吐いてはいけない。夜中溜った津液(しんえき)であるから、一身のうるおいであってたいせつのものである。いくたびも呑みこめ、ただし痰は出すこと、ツバは平常の場合でも惜しむこと。

④ 目の中はよく洗うこと、老いの後まで瞳の精血がかわらない、時行の病い目にも邪氣、ひとみを病まぬ、易いことで得が多い。鎮守府で百四十歳の唐人から口伝されたものである。

⑤ うがい手水して、宗廟の御神、つぎに産土(うぶすな)神を拝念し、天恩・地恩・父の恩・母の恩を謝すること。まず天恩は昼夜日月の運行に明闇を知る。随時の風雨に万物長生する。地の恩は我が住みたい地に住居し、五行(ごぎょう=木・火・土・金・水を指す)を自

由にし、五穀をもって身命を相続する。地の恩は広大である。父母の恩をおもうには、毎朝前に出て安否を問い、食事の好みを聞き合い、それぞれ孝養をつくしなさい。父母の死後にはその霊前に向かって、生前にものをいうように幼少からひととなるまで、海山の報恩をせずに別れたことを申し訳のないこととし、香花灯明・茶具を自分の手で供えよ。人多く召使う立場の者も、他人にさせてはいけぬ。このようにすれば必ず冥加に叶う。冥加とは闇から加うという意味であるからもってわきまえよ。

(2) 儉約と旅の心得

① 貴賤ともに、家居ところに叶わないと思っても、無益に普請造作に金銀をついやしてはいけぬ。古語に教えるところを深く味え、

「人食するといえども一升の米に過ぎず座するに三尺、寝るには六尺を以て足れり」

たとえ思わぬ金が入ったからといって身分不相応なことはしてはいけぬ一と戒めるのである。

② 他出するとき、どれほどの急用があっても支度して座につき、湯茶を飲むうちに胸から下へなでおろし、呼吸をとくと定め先の用事を分別してそと座を立ち、踏み出す三足（左右の）もそろそろと、それから駈け走ってもよい。このように常々ところがければ、途中や行く先に不慮の変に会っても動転せず、益が多い。

③ 途中召し連れた下人が、通りすがりの人と口論に及ぶとき、主人も下人といっしょに相手と争うことは、もってのほかのことである。このようなときは下人を叱って退ぞかせ、相手に向かって面をやわらげ、あなたの道理がわかりました堪忍してくださいといえ、無事に済まされる。これを見ている人々は、ひきょうな奴とは決していうまい。むしろ賢い主人であると褒めるであろう。

④ 途中牛馬と間近かく歩いてはいけぬ。特に下肥をつけた馬とは十間も離れて歩くこと、馬はものにおどろくとそのとき雑物を振り散らしはねまわる。間近かく行くときそれを身に浴びて憂き目に逢う。畜生のすることであるから文句のつけようもないよく心掛けよ。

⑤ 夜道で知らない女が同道を頼んでも応じてはいけぬ。またたとえ知り合った女でも、ひとり歩きならば早く立ち別れよ。柔弱の心からつい戯れなどすると、とんでもない災難に逢うことがある。

⑥ 他所はもちろん自分の家で酒食に向いそのまま飲

食してはいけぬ。まずその色を見匂いをかけ、常に変わる色香なれば何かにかこつけて飲食をやめよ。これは毒害に逢わぬよう予防の心がけである。

⑦ 他所から帰宅したとき、ひそかに家の内に入ってはいけぬ。屋敷の四壁を見まわし、少しでも破損のところがあつたならば、すぐに修復すること、主人がこのように心がければ下人も油断することがない。

(3) 就寝時の旅宿の心得

① 寝所へ入る前に廁（かわや）へ行くこと、用事を足しながら、その日しなくてはならないことを忘れていないかを考える。もし失念していた場合はすぐに書き止めて枕元におき、明日はまずそのことを最初に処理するようにせよ。

② 寝所に入ったならすぐ日記を書け。常には無益のことのようでも、何かのときに証拠となって益あり。

③ どれほど疲れていても、すぐに寝てはいけぬ。朝起きたときのように、陽気を丹田におさめて寝ること。夜中変動があつてもあわてずことに処すことができる。

④ 毎夜枕元におく品々は、干飯一袋・鳥目（お金）・梅干など下げ袋に入れ、そのほか六尺棒一本・わらじ二足。

このほかいつも薬を持つこと、宿を定めるときは宿はずれを選ばず宿のまん中を選ぶこと、宿泊代はケチケチせず請求どおり払うこと、寝所に掛軸などがあるときはその裏をよく確かめることなど、細々の注意が示されている。どれもすべて現代にも役立つ心得である。

(4) 下々への心づかい

① 上にいる者が遊興したときは、下々の者に相応の手当をせよ、上下が哀楽をともにすれば成らないことはない。

② 多少の家来を召しかかえる者は、その者たちの得手・不得手を見分け、それぞれ用事を申しつけること。不得手の用事を申しつけておいて、主人の心にかなわぬ者と腹を立てると、その者は主人をひがむものだ。良将は人を捨てず、良匠は木を捨てずの例えにもある。

③ 家人（下人）に対して物を賜ったり褒めたりするとき、例えば自分の気に入っている者があつても、その者に先に褒美を与えてはいけぬ。どの場合でも古参の者から順次新参に及ぶようにせよ。そうしないと家人仲間の恨み合いが生じて、褒賞の価値がなくなる。

④ 金銭を貸し与えるときは、よくその理由を吟味し、貸し与えたからはこれを取り返えそうなど思ってはならない。貸すと思うから取り返えそうとするのである。すべて手前損にして得をとらないようにすれば仲違いするようなことはない。——

このように百項目にわたって、主従の道家中・朋友・結婚・育児などなど百般の心得を収めた最後の項に、人生まれながら鹿相（そそう）なるものなし。ただ心の動静によるものなり。動くものは危く静なるときは安し。

齊家は修身に在り
修身は誠意に在り
識意は正心に在り

と結んでいる。

<参 考>

文中五行（木・火・土・金・水）というところがあり、これは中国から入った五行説であるが、これを五つの元素と解している学者がある。しかしこれはつぎのように解釈していただきたい。

毎日太陽が東から昇って西に没することは誰も知るところであるが、朝を迎えると再び新しい太陽が出現して、さっと金色の光を放つ。そのとき人々はまた新しい精気をよみがえし草木もまたよみがえる。そこで東方を「木」の世界とし青い色を配して朝を感得させ、また万物が冬の眠りから覚める季節的に「春」を連想させる。つぎに太陽が中天をめざして南に向うころ、地上の生物はことごとく太陽の恵みに浴し生き生きとする。そこで南方を「火」の世界として赤色を配しこれを夏とする。やがて中天に達した太陽は地上に十分な光と熱を平等に与え生物はいよいよ伸び育つ。そのため中央は「土」の世界とし黄色を配し、四季の土用をここにおく。そのつぎに中天の太陽は西に傾き金色の光を地上に投げかける。そしてやがて西山に没していく、そこで西には白を配して、実りの秋を連想させる（冷気と殺気の満ちるとき）。日が没すれば夜となる。万物は眠りに落ちて声なく黒い夜空に星が神秘のまたたきを見せ、この状況を水に例え、冬として北を示し黒色を配している。五行の説くところはこれである。

農村の生きる道

齋藤 公夫

1. 日本経済のなかの農業

近年我が国農業は、極度に変貌の一途を歩んできた。それは、戦後日本経済の建て直しをはかるため、工業生産に力が注がれ、国民は生きるため懸命に働き、優れた技能集団と経営技術によって、わずか30有余年の年月で世界を支配する経済大国に浮上してきた。

しかし、経済の発展は必然と労働力を必要とし、農村の若年労働者は、大都市集辺に流動し、過疎過密の現象はさけられず、労働生産性の格差をはげしくさせた。

政府農林水産省は、施策のなかで農村の近代化、生産向上への技術指導、農作物の品種改良等にいたるさまざまな事業を起し農業の振興につとめてまいりましたが、時代の波には打ち勝つことは出来ず、農業は斜陽化の一途をたどり、今や農村は、「陰」と化し、一次産業としての農業は解体の危機さえはらんでいる。加えて今日の貿易の自由化は、農業を虫ばむごとく、農畜産物をはじめ、加工食までおよび、年次拡大の途に及んでいる。

国内にあっては、米が依然として過剰傾向にある一方で、水田利用再編対策の二期の現状でも、増産の必要な麦、大豆、飼料作物等の生産は十分でないという状況が続いていて、加剰が予想される果樹、そ菜への転換はさけられず、新興産地を生み、市場での産地間競争をはげしくさせ、価格の低迷現象は一層深刻な社会問題を巻き起している。

さらに都市近郊農村は、三全総、田園都市構想のあおりで、住宅開発と工場再配置が進み、中年の婦女子までがパート雇用に転職し、日曜百姓はおろか、老令化農業という実態である。

したがって苦勞して生産性の合わない農業をするより、土地を売って余世を楽しむ方が懸命の策であるとの合言

葉さえ聞きおよぶ。

さらに、第二次臨調での行政改革では、農政は優遇産業であるかごときに評価され、補助金の見直しがなされたとき、果たして農業はどうなるのか。全国農民の関心がよせられるところである。

2. 農村の心、農業の心

日本農業の歴史をさかのぼると、農地解放以来大きく生産への意欲を燃やし、生産の場と生活の刷新のため、集落単位、組単位で話し合いを行ない、約束事を定め、共同体としての原則を守り、相互が助け合い、苦楽を分かち合い、労力を交換し、公共の事業でさえ労働の奉仕を行ない、種々の悪条件を克服し、懸命に努力を積み重ねてきた。そのことが地域としての連帯感を高め、郷土愛の精神をつくり、たくましい農村の心を生み育ててきたのである。

さらには、生産のためにはすべて体で自然と戦い、汗と泥まみれの労働のなかに生産のよろこびを感じ、利益をぬきにも作物を育て、生産に打ちこむ精神は農業でなければ理解することが出来ない。

これが農業の心であろう。

3. 農政の選択

日本の国土は、南は沖縄、小笠原亜熱帯から北は北海道北端まで南北3,000キロメートル、その面積も3,775万ヘクタールと諸外国と比べると決して大きくない。国土利用の現状でも三分の二が傾斜の急な森林部で占められ条件は悪い。そして自然条件、生活風土、文化は地域ごとに独得なものがある。

国は、悪条件のなかにも農政局ごとにそれぞれの指標を定め、さらに都道府県は地方に合った選択を行なって

* 山梨県八田村長

きた。

しかし、高度経済成長後日本列島は大きく変わった。今までの指標の手直しだけでは役に立たない場合が多い。経済の転換期のこの時期に、将来を見通し、農業の生産性に合う地域、合わない地域をおもいきって、はっきり分析する必要がある。その選択は、農政局、府県、末端自治体の各レベルで分析すべきであり、その際優先すべき条件は、生産へ意欲をもつ地域と積極的に農政に挑戦しようとする自治体であろう。

4. 自治体農政の確立

国が、地域農政という時代に適合した新しい農政の道しるべ的農政理念で農業の振興を果たしてくれる事はよろこばしい。

しかし現場で推進する事はなかなか困難である。また国の制度が自治体を単位に諸事業の認定を行なう制度になっているからには、自治体の責任は重大であることを認識しなければならない。そのためには責任ある振興計画をもって事業の効率的活用を地域と一体となって歩む姿勢が必要となろう。いくつかの留意事項を以下に掲げる。

- ① 行政役職員の意識改革、特に農業委員会のあり方、活動。
- ② 地域住民へのアピール。
- ③ 推進組織の構成。
- ④ 基本構想、基本計画策定。
- ⑤ 集落別、地域別検討会実施。

5. 農政推進の必要条件

(1) 農地の確保と有効利用

優良な農用地を確保することは、農政を推進するに不可欠な条件であるが、農村地域と都市近郊地域とは条件条件が違うので、立地条件と将来性を見通すなかに無理のない推進が必要となろう。とくに最近都市近郊地域における農業振興地域の設定にさまざまな問題がでている。たとえば、農用地を現状維持で守る人と農業に見切をつけて土地を手放すため見直しをせまる人との対立等である。

(イ) 住民と話し合いにより土地利用計画をしっかりと立て、用途区分をはっきりさせておく。

(ロ) 農地法等三法の改正により、推進活動も有利になっ

たので積極的な行政指導が必要である。

- 利用権設定等促進事業
- 農用地利用改善事業
- 農作業受委託促進事業の推進

(2) 生産の組織化及び団地化

生産の合理化のため組織の再編を行ない、共同体としての意識を深める。

農作物の団地化、集団化を積極的にはかり、共同、協業の性格を高め生産経費の節減をはかる。

既存産地と新興産地とは生産者意識の異なる場合があるので指導方法の注意を要する。

(3) 基幹作物の選択

- (イ) 農作物の検討をしっかりと行ない、立地条件に合った品種、作物を選択する。
- (ロ) 市場において流通性の高い、特色ある品目を選定する。
- (ハ) 農業は自然的災害を受けやすいので、単一品種方式は危険度が高い。

(4) 生活環境の改善

農村の生活は向上したと云えども、都市と比較するとまだまだ生活様式、生活機能が低い。農村に農業者、担い手を定住させるには農村全体の近代化は必要な条件である。すでに1次構、2次構、新農構事業等で公共施設、集落単位の環境改善事業が行なわれてきたが、充分とはいえず、これから多くの改善の余地が残されている。農村の持つ特殊な条件を生かし、農業者が誇りをもって、安心して生活できる環境づくりが必要である。

6. 中核的担い手の対応

(1) 専業農家の存在

現存する農業を基盤として将来の農業振興計画を立てる上には、既存の専業農家の存在は大きいものがある。日本農業の後継者は現存する専業農家の中から育つものであって、その一代で農業を継げない事はその代で農業を終りにする事につながる。さらには農業の将来を展望したとき、農業振興を推進する集落で、専業農家がさらに減少する傾向におちいった時には農業そのものの衰退を覚悟しなければならない。

既存の専業農家は80年代農業の推進力であるから、より育成を図り、モデル的農業経営者として経営の実態を公開し、農業の素晴らしさを世に認識させる必要もある

う。

(2) 担い手の育成

農業を将来の職業として選択させるからには、農業で生計が維持出来る経営規模と収入の裏付けが条件である。

しかし現実にはそれはむづかしい条件である。なぜならば

- 輸入農作物の拡大、水田利用再編成等を含む農政全般に対する不安から、農業そのものが斜陽産業であるというイメージが強い。
- 農作物は他生活食品と比較し、価格は低く、作柄は不安定、補償制度はなく、収入そのものが不安定である。
- 余暇の時間がもてなく、過重な労働に耐えなければならぬ。

等、さまざまな弊害をかかえ、若者は農業を職業とし選択した場合、結婚時にも不安があり、他の職業を選ぶ傾向にあるからである。

従って、規模拡大、経営近代化のためには、行政と農協等が一体になり、地域ぐるみで育成する必要がある。

(3) 兼業農家の位置づけ

近年とくに兼業農家は増加の現象にある。特に都市近郊は二種兼への移行化がつよい。これらの農家は自給及び、生きがい、さらには退職後の二次就職的考えがあり、一時的に主婦と老人が管理しており廃業とまではゆかない実状である。

- (イ) 兼業農家を育成することは農政の基本理念から反するが、兼業がさらに進む現状では兼業不在で地域農政を論ずることは困難である。
- (ロ) 一種兼と二種兼とは、とらえ方が異なるが、やる気がある農家は無視する事はできないので、経営内容の検討を行ない、無理のない品種、品目の選択を行ない、労力に合う適正な指導を要する。
- (ハ) 経済的には、むしろ余力があるので、専業を中心とする営農集団の育成を図り、お互の分野を明確にし、機能的に位置づけさせる。

7. 営農集団、グループの育成

今日の農政を、行政面だけで推進することは不可能である。農業者のもつ積極的な意欲を核としてグループとか研究会とかの営農集団を編成させ、仲間意識と共同精

神をもって相互の経営を仲間同志で検討し合い、研修し、生産への意欲をもたせる。編成は、専業農家、担い手が中核になり、兼業農家も含めながら技術の向上につとめる。

8. もうかる農業への条件

一般的概念から、農業とは農作物を生産するという考えにとられ、生産性、経済性、を考える経営学的哲学に乏しい。今後企業経営的精神に徹し、かしこい生産者になる必要を感じる。

農作物の自給率は昭和35年に90%、昭和50年には74%に低下している。それゆえ国民食料のかかなりの部分を輸入に依存している結果になっている。作目ごとにみると、野菜、果実は高い自給率となっているが、小麦、大豆などの自給率は著しく低く輸入に大きく依存している。また、畜産物の鶏卵、牛乳、肉類はかなり高い自給率をもっているが、飼料穀物は大部分輸入になっている。さらに昭和34年当時は米が全体の半分以上も農家の家計を占めていた。

(1) 生産に対する問題点

- (イ) 増産を必要とする麦、大豆、そば等は生産利益が低く、そのため専業農家の経営の中に取り入れても採算がとれない。
- (ロ) 野菜、果実等は、水田利用再編がらみで生産過剰の傾向にあり、そのうえ価格補償制度がなく不安定である。
- (ハ) 養蚕は輸入生糸問題で最低価格補償制度はあるが、引き下げられた現状で生糸価格は下がり生産意欲は出ない。
- (ニ) 畜産は飼料の輸入コスト高により小規模畜産農家は廃業が相次ぎ採算がとれない等々の悪条件が残されている。

このような現実を考えたとき、農村は、農地があるので作物を作る、農地を遊ばしてはもったいないから何かを作る、と云う事だけでは成り立たない。

要はどうしたら作った農作物がうまく流通に乗り生産に合う価格で販売されるかという事である。そのため生産者は、地域の立地条件に合った作物を選択し、産地間競争に勝つため生産経費を節減し、協業、共同性を高め、有利な生産販売体制を確立することが要求される。

(2) 販売に対する問題点

産地の出荷、販売状況を見ると、古い産地ほど協業、共同体制がおくれている、庭先渡し販売、個人出荷、小グループ組合出荷が以然として残されている。

一般企業は生産合理化のため、合併、資本のグループ化を図り、利益の追求を行なっている。

農村も負けじと農業協同組合組織をフルに活用し、組織の力をもって、市場をはじめとする販売力の拡大に勤め、生産資機の購入等のコストダウンを図り、生産経費の抑制に積極的にとりくむべきである。

(3) 今後の対策

(イ) 農作物販売の流通機構の改革をおもいきって断行する必要がある。

〔現在の流通機構例〕

生産者—農協—市場—仲買人—小売店—消費者
問題点

〔改革例〕

生産者—農協—大型スーパー—消費者

生産者—農協—直接消費者

農村は、生産、出荷経費が高騰し、今までの市場、仲買人、小売店の流通機構ではあまりにも中間搾取が大きすぎて実質生産所得は低下している。

(ロ) 生産者みづから、規模拡大、協業、共同生産を行い、生産コストの低下を計り品質の改良、計画出荷をもって、市場、消費者へのブランドの確立につとめる。

(ハ) 安定生産出荷の促進のため農作物価格補償制度を確立する。

さらには日本列島南北3,000キロを考えると、農水産生産に対する自然的立地条件がさまざまであるが、大きくは2つの選択の方法と位置づけはどうか。

○ 農産物生産の供給産地として生産を主力とする産地。

その中の専業、兼業の位置づけ。

○ 日本めぐまれた自然を生かし、農村としての環境を守り、観光的開発を行ない、都会人の休養、休息の地として開放しながら、農業との両立を考える産地。

その中の専業、兼業の位置づけ。

9. 特色ある行政づくりの挑戦

80年代の地方の時代理念構想を推進する責任として、地方文化とふる里づくりの見直しを行ない、ゆとりと空間のある大地に特色ある行政の推進をはかる。

(1) 目標を鮮明に

国際的、国内的政治、経済動向を的確にとらえ、農政の分野のあり方と、農業政策そのものの基本姿勢を国民に理解していただき、自治体は自治体としての立場から、しっかりした選択を行い、それぞれの地方に合った農政の基本姿勢を組立て、先行き不安と困惑をいだいている農民に特色ある農業目標を鮮明に示してやる必要がある。

(2) 責任の分担

一般に個々の農業者の生産に対する技術、経営に関する技術は、行政の専門指導機関の職員より勝るものがある。しかし、行政がとりくむ推進活動、さらには地域における組織的、団体的、推進活動には意欲も知恵も示したが見えないところが見うけられる。地域農政の時代をむかえ、個々の限られた技術だけで生きぬく厳しさを考え、地域としての仲間づくり、組織づくりをしっかり見直す必要がある。そのため行政の分野と農業団体の分野、さらに集落における住民としての責任の分担を明確にさせ、それぞれの責任において合理的に地域づくりを行い、地域全体の活力と生産技術を育成。

(3) 活力ある行政推進

農政の推進をはかり、農業を守る事は今世紀の経済動向からして、むづかしい政治課題といえる。しかし人類の生存は食糧供給の存在があって繁栄することは云うまでもない。

近年極度に発達した情報機関、航空路の発達是世界を一層小さいものにしつつあり、国際間貿易競争をはげしくさせ、重化学工業優先の貿易は農作物を穴埋的存在としか考えていない。

しかし、心ある政治家はすでに将来の世界的人類の食糧供給の重要性を真剣に検討されている事をわすれてはならない。

今こそ、農業の必要性を再認識しつつ、日本農業の再生のため、国政と地方自治体が両輪になり、生産への意欲と食糧の安定供給を維持していかなければならない。

とくに末端自治体にとっては、農業を守るため、農業を中心としての農村社会全体の構想づくりを真剣に見直し、策定を行ない、地域全体として、さらに集落として

の意識の高揚をはかり、農業者と一般勤労者としての位置づけをはっきりさせ、村ぐるみで話し合い、農村の近代化と活力ある行政推進のため全住民の総力をもって常

に強気で攻めの姿勢でとりくみたい。

おわりに責任ある行政執行者と農政担当官の農政に対する御理解と熱意ある御指導を期待する。

「新・東洋のスイス論」再論

大谷 健*

1. なぜ東洋のスイスカ

(1) 臨海工業型立地の成功

戦後日本の高度経済成長は後世、世界の経済史の中で英国の産業革命にも匹敵する評価を与えられるだろう。それが成功した原因はいろいろあり、内外の学者、研究者によって広く論じられている。ここではもっぱら産業立地の面から検討する。

戦後日本の高度成長は海岸または海浜埋立地の上の臨海工場で達成された。ここに世界最新鋭の量産工場を建設し、ここへ海外から原材料、エネルギーを専用船で運び、ここでつくった製品の半分ほど、これも専用船で輸出した。原材料輸入と製品輸出を直結した工場レイアウトは日本の工場生産性を世界最高級たらしめた。日本経済の成功は臨海工業型立地による成功だった。

高度成長は経済力と人口の大移動をもたらした。

当然第一次産業から二次、三次産業への人口流出は激しかった。そのスピードは英国のエンクロージャー（農地囲い込み）運動、ソ連のコルホーズ運動より速く、かつ激烈だった。むしろ日本の場合、急激な変化の割には社会的摩擦は少なめだといえるだろう。これも高度成長が生み出した富の配分が、犠牲となった第一次産業にもふり向けられたせいだろう。

しかし戦後の日本が臨海立地型工業で成功したが故に、人口の農山村から臨海工業地帯への流出がきわ立った。つまり日本人は戦後山から海に移ったのである。移動の主演は若者であり、移動する先は東京湾から北九州に広がる太平洋・瀬戸内ベルトラインであった。そこは高速の新幹線でつながれた都会の連帯といってもよいだろう。しかもベルトラインの政治と経済と情報が東京という一点に集中する傾向は止まらない。

一方日本の国土の67.8%を占める森林、原野はそこで働き、そこで生活する人々を失った。成人労働力の出かせぎから、さらに挙家離村となり、廃村（部落）するところもでてきた。いわゆる過密と過疎の問題である。

(2) 海の限界

工業の集中は公害現象をひきおこす。人口の集中は息ぐるしさを増す。とりわけ一点集中が進む東京首都圏はもはや限界にきたといつてもよいだろう。

東京湾岸を海から眺める機会があった。そこでは東京電力の14の火力発電所のうち12がならび、その間に製鉄所などの自家発電所が点在する。そして石油、液化天然ガス(LNG)や液化石油ガス(LPG)、石炭基地がぎっしり並ぶ。それらを運ぶタンカーや専用船がぶつからんばかりにすれ違う。恐らく世界一の人口密集地帯に、かくも多種多様で大量のエネルギーが集積しているのをこの目でみて、空恐ろしさを感じざるをえない。

公害は多額の防除投資で抑えられるかも知れぬ。しかし一地点にこれほどエネルギーが集中することは危険であろう。エネルギーにとどまらぬ。経済と政治と情報がこれほど集中するのは、一国の安全保障という見地からも危険である。

地方の時代とか、地域主義とかいう言葉が流行語になったというのも、明らかに東京一点集中を避けたいという国民のムードによってかもし出されたのだろう。

一方で石油危機をきっかけに日本経済は高成長から低成長に転じた。そして臨海立地の鉄鋼、石油、化学その他基礎資材工業がとみに雇用吸収力を低下させた。海岸部の雇用吸収力が弱まったのである。

(3) 山の見直し

筆者が55年2月から3月にかけて朝日新聞紙上で(注1)「新・東洋のスイス論」を連載し、それを「緑の経済学」

* 朝日新聞編集委員

という本にまとめたのは、戦後の日本人が見捨てた日本の国土の67.8%を占める山地をもう一度見直し、そこに戻る可能性はないかという問題意識によるものであった。

第三次全国総合開発計画の前提となる日本の人口の推移は、現在の1億1千万人がなおもふえ続けて、西暦2025年までに1億4千万人になって、以後その水準を続けるという想定である。ではさらにふえるであろう3千万人が生活する場はどこか。それはもはや過密の東京湾沿岸などではない。地方や山地である。

幸い山地でゆたかに生活しているお手本がある。それはスイスだ。スイスに海岸はなく、従って臨海工業地帯はない。それなのに一人当たりGNPは産油国を除いて世界一である。スイスのやり方で山地を利用すれば、そこでゆたかにくらするはずだという思い付きである。

事態もその方向をたどるようにみえた。第一次石油危機後、県段階、市町村段階で人口の減少がとまり、いくらかふえ始めた。若者も地方に戻ってきた。人々はこの現象をUターンと称した。

そこで山の仕事、林業、草地牧畜、高地野菜、観光、精密工業について個別に山地での立地の可能性を洗ってみた。結論をいえば、農林業は生産性向上を図るためには、もっと大規模経営をやる必要があり、山地には今以上の人口吸収力はないだろう。観光、精密工業についてはもう少し雇用量をふやせるだろうというものである。山地の雇用力については必ずしもバラ色の解答は出せなかった。

過密地から逃げていく人口の受け皿は山地ではなく、県庁所在地など地方の中核都市であり、人口の移動はとも大都市から地方都市への移動、いわゆるJターンというのが現実の姿である。

2. 変化する前提条件

(1) 生産力の低下

来世紀にかけて日本の人口は3千万人ふえるという三全総の推計は石油危機以前の調査に基づくものだった。しかし厚生省人口問題研究所のその後の推計によれば、石油危機が日本人の出産意欲に与えた影響は大きかった。

つまり石油危機で日本人はエネルギー節約に努めるとともに、子供をつくるのも手控えるようになった。もし石油危機による出産減が一時的なものでなく、このまま継続するとすれば、低い推定では来世紀に入って人口は減るかも知れないのである。

人口が絶対減に転ずるということは、その民族の活力が衰え始めたことを示すものではないだろうか。現に人口が減少に転じた西ドイツは、最近とみに経済の停滞が目立ち出した。

それはともかくとして、人口がそれほどふえないとすれば、大都市から押し出される人口は減り、それを無理に山地で吸収する必要性は低下する。新・東洋のスイス論で検討した増加人口三千万人の山地定住策は必要でなくなるのかも知れない。

(2) 代替エネルギー革命

石油危機後、日本の産業界に二つの革命が進展している。石油価格高騰に伴う天然ガス、石炭、原子力へのエネルギー転換がその一つ。しかもそのエネルギー源はほとんど輸入である。セメントの如きはほとんど重油から石炭に転換したが、石炭は石油の倍の重量がある。従って山の工場はさらに不利となって海岸立地の有利性が増す。エネルギー多消費工場はやはり臨海地帯が有利である。

しかし一面でエネルギー価格が世界最高水準となったことで、臨海立地型の基礎資材工業が国際競争上不利になってきた。

もう一つの革命、IC、LSIなどによる電子工業の急成長は、山地を含め内陸部立地を可能にする。カサが小さく、しかも高額、つまり高付加価値のIC産業の発展ぶりは予想を上回るものがある。これは山地の人口吸収力を急速に高めるだろう。

しかし一面でIC革命は生産過程ばかりか、オフィス労働を自動化する。つまりブルーカラー労働者のみならず、ホワイトカラー労働者をも節約してしまう。IC革命は極端に言えば第二次産業ばかりか、第三次産業の労働をロボットに置き換える可能性さえある。つまりコンピューターによる失業の恐れがあることである。

二つの革命、代替エネルギー革命とIC革命が雇用と

(注1) 潮出版社刊

地域にどんな影響を与えるか。海と山のどちらに有利に作用するかはまだ結論をつけにくい。

(3) 行財政改革

政治動向も大きな変化をとげた。三全総を閣議決定した福田首相の後をついだ大平正芳氏は昭和53年9月の臨時国会で、三全総の目玉商品である「定住(圏)構想」を重視すると発言した。「地方の時代」というスローガンがこれで燃え上がった。

大平首相は当初「スモール・ガバメント」なる言葉を口走ったことがある。しかし官僚出身の大平氏は小さな政府をつくるために行政改革をやらねばならぬが、それがいかに至難であるかを知っていた。大平氏はスモール・ガバメントを言わなくなり、増税がやむをえないことを例の不明瞭な言い振りでほめかすようになった。しかしすぐ昭和54年秋の総選挙が待っていた。選挙の前に増税をいうのは自殺行為である。老練な政治家としてはあまりに正直すぎた。案の定自民党は選挙で後退した。その責任を取れと迫る福田前首相との対立は大平氏の心臓を痛め、55年6月死んだ。その後を継いだのは大平派の鈴木善幸氏である。

鈴木氏は増税を唱えたことによる自民党の敗北を肝に銘じ、同じ派閥ながら行財政改革によって増税を抑える方針をとり、行政改革に政治生命をかけると公言した。たしかに国家予算の四分の一強を国債発行、つまり借金に頼るのはサラ金財政とそしられても仕方がない。増税か、行政改革かしか手がなく、鈴木内閣は行政改革を選んだのである。

大平氏がたじろいだ行政改革を、鈴木首相がどの程度やりとげるかはわからない。ただ言えることはこれまで年々ふえ続けていた各種の補助金は見直しを迫られ、節約を迫られることは覚悟した方がよい。農林議員が守る農業予算とて聖域ではない。日本の農業と山地など過疎地域は税金によって手厚く守られてきた。その税金が今までのように農山村にスムーズに流れるかどうか疑問になってきたのである。

3. 山に戻るための条件

「新・東洋のスイス論」を書いたあと、顕著となった

この三つの動向を踏まえて、改めて論じてみよう。

(1) 日本人は山に住めないのか

ある過疎の町が町立病院をつくったが、肝心の医者が出来てくれぬ。やむをえず台湾から医者を迎えた。ある東北の山村で台湾から若い女性を招き、縁があれば嫁に来てもらうという話が新聞に出ていた。もはや過疎現象も極まれりということか。私は日本人の医者がおり、若い嫁のきてくれる町村はまだまだ幸せと思う。

四季移り行く美しい自然に恵まれ、それを大衆が俳句や短歌にうたう。そんな日本人だが本当は山で住むことがきらいではないのか。

日本の人口がさらにふえ続け、過密の都会で収容しきれず、やむをえず貧しい山村に引き取ってもらうという発想は、石油危機後の著しい出産率の低下で現実性を失った。来世紀にかけて3千万人ふえるという前提が崩れた以上、山はもはや都会の落ちこぼれを期待できない。山村での若い男女の人手不足はこれからも続くだろう。

(2) 若者の価値観

もし同じ給料を与えるなら、若い人は自然の美しい山の仕事を选ぶだろうか、それとも過密の平地の仕事を选ぶだろうか。志のある青年を除いて大半は平地を选ぶだろう。若者の価値観が変わったのだ。若者はカッコイイ仕事を求めているのだ。

山仕事を若者がきらう。いま林業にいそしんでいる高齢者が引退したらどうなるか——これからの林業がかかえる最大の難問である。

若者はなぜ山仕事がいやなのか。それが必ずしも労働それ自体や賃金の不満でなく、ナタをぶら下げた山の作業服がカッコ悪いというのだから始末が悪い。

愛媛県西条市森林組合の上野清七専務理事はこう言っている。^(注2) 森林組合で若い作業員を募集してもすぐやめてしまう。そこでやめる理由を聞いたところこう答えた。「ぼくたちは山仕事は少し重労働だけど、それに耐えられなくてやめるではありません。とにかくカッコ悪い仕事だからやめるんです。朝、山仕事の服装で家を出て、帰りは汗と土で汚れたまま家に帰る。近所の人、あそこの息子は何の仕事をしているのかという。今のままで

(注2) 「森林組合」1981年2月号

は嫁の来手もないし、会社につとめている友達に馬鹿にされるのでやめさせてもらいます。」

そこで西条市森林組合は林業センターをつくり、そこへ作業員が背広で通勤し、そこで作業服に着替えて作業場へ行く。仕事が終わると風呂で体の汚れを落とし、再び背広に着替えて帰宅するという計画を立て、いまセンターを建設中という。

カッコイイ仕事を求めるのはただ農山村の青年だけではない。都会でも現場の仕事、つまりブルーカラーになりながらぬ。日本ではこのため工場での自動化が進められ、製鉄、化学、発電などの装置産業の現場はコンピューターの表示を見守る監視労働となっており、ホワイトカラー労働に近似してきた。自動車工場の溶接作業のロボット化など組立て工業の自動化も目立っている。欧米の先進工業国はカッコ悪い仕事を外人労働者に押しつけているのを、日本はロボットに押しつけようとしている。ここに日本と欧米の工業生産性の差異が生ずる。

いずれにしろ国がゆたかになれば、若者はカッコ良さを求め、ダーティ・ワークをきらう。農山村労働は若者の価値観に合わないのだ。

(3) お嫁さんがほしい

若者といえば若い娘も同様である。農山村が若い女性にきらわれるのは致命的だ。なぜなら社会を形成する基本単位は一对の男と女であり、その単位ができなくなれば社会はやがて崩壊する。

群馬県利根郡昭和村は「媒酌人報賞規程」という村条例をつくり、仲人に報賞金三万円を出している。関上理八村長はいう。「私は農林水産省や県庁のお役人に過疎対策はあげてお嫁さんの確保にかかっていると口をすっぱくして言っています。農業構造改善も、農業基盤整備も結構で、たしかにやらなくてはならない。だが農業は土地と機械だけでできるものでない。男女が結婚し、子供をつくり、そういう家庭を基盤にして初めて成り立つ。女にきらわれては農業は減びるのみです。」^(注3)

至言である。しかし農林業は若い女性にきらわれている。たしかに農山村へのUターンがふえている。しかし帰ってくるのは跡取りの男性であり、女性はほとんど帰らないといってよいだろう。だから志ある青年が帰って

きて農林業にいそむといっても配偶者がなければ、その志は次の世に伝わらないのだ。

女性は男性より一層ホワイトカラー指向である。カッコ良さを好み、現場の汗によれぬデスク勤務を愛好する。それとともに夫の対象としてもホワイトカラーを好む。カッコ良さを求めることは女性の場合、二重に作用する。職場と結婚相手と。

農家が女性にきらわれるのは、やはりどうしてもカッコよくない農業労働を助けないわけにはいかぬ（都会でも多くの主婦がスーパーのパートタイマー労働に就いているのだが）。それに両親や兄弟との大家族に入る気苦労がある。しかし今は若い嫁をいじめて逃げられては困るというので若夫婦に実権をゆずったり、若夫婦と別居して都会並みの核家族をつくらすなどの手が打たれている。それでも駄目なのである。

祖母や母は昔のつらかった農業と農家の記憶がこびりついている。従って息子にお嫁さんが来てくれるのは大歓迎なのだが、自分の娘は勤め人など非農家への嫁入りを願っている。だから外から農村へ娘が入ってくるのに、村の娘は外に出て行くということになる。農家の娘が農家にお嫁に行くのをいやがらないようにするには、どんな手があるのだろうか。

(4) 新入材論

山を讚美することと、山で生活することとは違う。山村の労働は機械化されたといっても、都会の労働に比べればなお重労働であり、かつ天候などに支配されて不安定である。また生活は単調で、交際範囲も狭く退屈である。くさい糞尿の始末もしなければならぬ。きれいな風景もすぐ鼻につく。それでも山に定住しようというのは志のある人である。

だがこれからどんな人が山村で成功するのだろうか。いえることは山村自身の資源と労働力と資本に頼ってはいやっていけないということである。山村維持には金もかかるし、知恵もいる。

お金は都会に集中している。これを山村に還元する能力が必要だ。山村は自分を守るため都会から金を引き出す能力のある人を求めている。そのためには都会と都会人を知っていなければならぬ。Uターン組でもよい。た

(注3) 朝日新聞(東京)1981年4月13日夕刊「私の言い分」

だし都会で挫折した人が山に戻って成功するだろうか。山の方が生活条件がきびしい。都会で失敗した人がより条件のきびしい山で成功するだろうか。都会でも成功する人が、山で成功するのだ。都会の落ちこぼれが山で成功するとは思えぬ。

むしろ能力ある都会人の誘致を考えた方がよいのかも知れぬ。都会人の山へのあこがれの多くは浅薄である。あこがれだけで山村に入ってきて、地元の協力を受けたのに、いつの間にか姿を消したという例は少なくない。しかしあこがれに加えて、志と能力のある人は脱落せずに頑張っている。

一つの例をあげれば高山市の奥、岐阜県大野郡清見村に住みついた稲本正氏をリーダーとするグループは、居住地点を「オーク・ビレッジ」と名づけ、ここを高級木製品製造の基地にしている。大都会には高い商品を購入する財力がある。また手の込んだ工芸品に興味を持つ好奇心がある。稲本氏はたえず上京し、新宿で展示会を開く。オーク・ビレッジの月報を発行し、都会に自分をPRする。山奥に住みながら、たえず都会と接触し、都会の情報を探り、時にはマスコミも利用する。静かな山奥にこもり切りでなく、しきりに都会に働きかける——朴訥な山人とはタイプを異にする。都会人を逆に引き回す能力が新しい山人の必要条件となってきたのではないか。

4. ハードからソフトへ

(1) よくなった施設

全国の山地を自動車で走りまわって感じるのは、よくも短期間に、かくも立派な道路がつくられたということである。時間を置いて訪問するとさらによくなっている。村や町の役場の立派さ。老人ホームや、いろいろの名をつけたセンターという名の建て物。観光資源のあるところホテルのような国民宿舎もある。もちろん学校も立派で、どこにもプールがある。

これはだれの資金でつくったのだろう。山地の自前の金でないことは明らかだ。日本の高度成長が生み出した富が山地に還元されて、山地の交通と集落を一変させたのである。

「随分立派になりましたなあ。この辺で公共投資を一服させてもよいでしょう」といえば、どの町村とも「い

やまだまだ足りません」と言う。しかし内心は、施設はかなりできた。これからはこの施設をいかに有効に利用するかだと考えている。コンピューターの本体（ハードウェア）に対するその使い方（ソフトウェア）が問題なのと同様、山地は立派になったハードの使い方を勉強する段階に入った。

(2) 財政の悪化

山地の施設が立派になったのと、国の財政悪化とは裏腹である。行財政改革の動きは財政面から、山地のハードウェアを、これまでのテンポで整えていくことを不可能にする。これからの山地の改善は鉄やセメントを使わぬやり方が要求される。ここでもソフトへの転換である。

ただ公共投資は単に山地に道路や建て物をつくらただけではない。それをつくるのに労働力が必要であり、工事にやとわれることによって山地の人々は現金収入にありついた。過疎の町村にとって最大の産業は土建業であり、他の農林業を引き離している。だから行財政改革によって公共投資が押えられれば、山地でもっとも有利な現金収入の源泉が押えられることになる。

だからこれからの山村は税金をアテにするのではなく、山に住む人達が自前でかせぐ方法を模索する必要がある。山地を守るためには補助金は全廃できぬが、さればとて、いつまでも補助金をアテにできぬ。この点からも山でかせぐための知恵（ソフトウェア）が必要となってくる。

(3) 情報の重大さ

山地でゆたかに暮らすための知恵は山の人が自分で考え出さねばならない。だからといって山にこもって自然発生的に出てくるものでない。たえずアンテナを張って、とくに大都会の情報をキャッチしなければならない。テレビや電話は即時に都会の映像と音声を伝えてくれる。テレビの伝える情報の質についていろいろ批判があろうとも、善悪とりまぜた都会の情報は山の人達も知っておかねばならない。

逆に山地は自らの情報を都会に伝える必要がある。山地の美しさを宣伝することによって都会から観光客を招き、山地が水資源を守り、環境保全につとめていることを強調することによって、国が山地に投入する財政資金の必要を都会人に納得させられるのである。

かもしかを一匹も殺すなという都会人に、かもしかの生息数を制限することによって杉やヒノキの森林を育て

る必要を説き、林道建設は一時は山ハダを荒すことがあっても、結局は森林の管理をしやすくすることによって山を守ると説得することが必要である。

山地が閉鎖的になることはとらない。山地を守るためには山と都会との情報の交換が必要である。

情報は電波だけでもたらされるのではない。人と人との交流によっても情報は交流する。スキー場や観光地に都会の娘さんがやってくる。その娘さんが村の若者と知り合い、やがて結婚して山に住みつくとする例を、群馬県昭和田や富山県東砺波郡平村で聞いた。

結婚はどこに適齢期の男女がいるかという情報を前提とする。狭い地域社会だけでは情報は不足する。またあまりに世間の狭い中での情報はロマンと新鮮味を失なう。いくらか未知の部分を残した方がよいこともある。むしろ都会からの女性の方が結婚話がまとまりやすいし、あとあと、うまくいくケースが多いようだ。

情報化時代という言葉は山地とは無縁でない。むしろ山地は情報化社会に適應しなければお嫁さんもこないし、生き残ることもできない。ハードからソフトへの動きは山地にとって必然的な方向である。

5. 新しい風土づくりを

(1) 農業土木関係者へのお願い

行政改革で農山村への公共投資は抑制されるだろうと述べた。だからといって公共投資はなくなってしまわけてない。ただ公共投資の伸びにのみ期待してはならないといったわけである。

私が農業土木関係者にお願ひしたいのは、土木工事を進めるに当たって美しい景観づくりに留意していただきたいことである。これから予算がケチられるからといって景観を破壊してしまう安上がりの工事をしてほしくない。

一体、山地の価値は何だろうか。

陸地で国境を接する国では山地は国境であることが多い。西ドイツは東ドイツとの境、40キロメートルを帯状にした山地に手厚い定住政策を施している。だが日本は山地を守るのに安全保障を理由にし難い。

食糧確保か。しかしお米もミルクも余っている。飼料輸入を断たれるのに備え山地の草地牧畜を育成すること

を除いて、平地より低生産性の高地での農業は絶対に維持する必要があるだろうか。むしろ高生産性の平地農業に集約する方が得策ではなからうか。

雇用確保の必要か。これも農林業の面積当り適正雇用からすれば、過疎といわれる現在の人数でも或いは過剰かも知れない。山村の人口吸収力に期待をかけすぎてはいけない気がする。

では山地の価値は何か。国土保全、水資源の涵養といったことの他に山地の景観そのものの価値である。過密都市でたえず緊張した生活を送っている都会人の息抜き場としての山地である。観光業という産業を伴わなくとも、緑あふれる場所それ自体の価値である。息抜きを求める都会人の意識を山の人のはうまく利用しなければならぬ。

ただこの意識は危険を伴う。なぜなら息抜きできる緑の山を開発でよごしてはならない。道もつくるな、木も切るな、カモシカを射つなという極端な環境保護論者に同調してしまう恐れがあるからだ。

だからこういう極論を抑えるためにも土木工事の建設は景観をこわすものでなく、むしろ一層美しくするものだということを実証しなくてはならぬ。工事のやり方についても配慮が必要である。

(2) 美しく変える法

生活が変われば景観も変わる。都会の風景が日々変わるように山村の風景も変わらざるをえない。これまでの山村の景観は薪炭や馬（運搬、軍用、役畜）やタタラ製鉄などと結びついていた。それらの用途がなくなった今、新しい山地の活用が考えられなくてはならぬ。その活用方法いかんによって山の景観は変わっていくのだ。

例えば水力発電所のダム。それは自然破壊とは言いきれぬ。ダムのつくり出した人口湖にうつる山の姿は新しい美観の創造である。経済と生活の変化に応じて景観が変わらざるをえないのなら、美しく変わるようにすればよいのである。いたずらに変化を恐れるのは敗北主義である。

土木技術者自身もこれに気づき始めたようだ。ラック計画研究所の安島博幸氏は「自然風景地における土木構造物の景観対策」^(注4)という論文で次のように指摘しておら

(注4) 「月刊観光」167号(1980年8月)

れる。

「従来、経済性の追求や自然に挑戦する技術の誇示という形で展開した土木構造物の計画に新しい視点をつけ加えねばならなくなった。

特に観光地にとってすぐれた自然風景は、それを支える資源そのものであり、資源価値の低下は観光地の存立基盤を危くする。一方、土木構造物は一旦つくられてしまうと半永久的に残るものが多く、巨大な土木構造物の風景への影響は、時間を考えに入れば、まさに計り知れないものがある。

しかしだからといって、風景に影響する土木構造物を自然風景地から締め出してしまおうには、わが国土はあまりに狭い。限られた国においては単一の目的に沿った土地利用が許される場合もあるが、狭い国土を周密に利用せざるをえないわが国の実情を考えると、そうした手法は現実的でなく、今こそ自然景観と人工構造物の景観に関して日本的秩序を確立していく時期に来ている。」

具体的には橋梁、道路、ダム、送電線、電波塔、スキー場、給水塔、砂防ダムなどがそうである。

一番目ざわりなのは道路の法面である。コンクリートがむき出しになった急斜面が延々と続く山岳道路は自然破壊の典型のようにいわれる。やはり路線選定の時、なるべく法面を出さない路線を選んだり、法面を植物で覆うなど工夫をこらす余地はいろいろある。

土木技術者は新しい景観づくりという、難しいが新しい役割をになわなくてはならなくなった。

(3) 西ドイツの例

土木建設だけではない。機械化などによる農業の近代化もまた農村の景観を変える。西ドイツ・ボーフム大学のヨセフ・ニッゲマン博士は農業構造の変化と農村景観の変化の関係を研究しておられ、昨年9月、農村開発企画委員会(注5)の招きで来日された。ここで博士が指摘されたことは日本でも身につまされることが多い。

博士は過去30年の農村景観の変化は、それ以前の300年の変化にまさるといわれる。

変化の起動力は機械化のための農地整備である。このため、

④農場が広く平坦になった(半面みぞ、あぜ、土壘や

垣根のたぐいがなくなり殺風景になった)。

⑤傾斜の強いところは放牧地か観光地になった。

⑥大規模畜産地で畜舎が集落の外に出る動き。

⑦道路が広く一直線になった。

⑧集落機能の多様化。道路が農道だけでなく通勤用ともなり、都市生活への接近がみられる等々。

博士の指摘の中で注目されるのは⑧、つまり大型機械の入りにくい傾斜地の草地化、観光地化である。ではさらに傾斜のひどい日本の山地がどうなるか、どうするか。日本の里山は薪炭や馬畜を失って、どう再利用するか方法がみつからぬまま放置されている。自然を管理せず放置すればどうなるか。

日本の美しい海岸を表現する「白砂青松」という言葉がある。まことに松ほど日本人の自然観、芸術観に深くかかわった樹木はない。その松が松くい虫にくわれて急激に枯れている。松くい虫は昔からあった。しかし昔は被害にあった松は切られ、焼かれて木炭となった。虫も焼かれて防除の効果をあげた。今は被害木は放置され、松くい虫はわが物顔に繁殖する。松くい虫の被害が大きくなったのは、松林を放置し、これを管理、利用しなくなったからだ。

自然をそのまま放っておけば、時には美しい景観の破壊に通ずることもある。山地の新しい活用方法がみつければ、それに応じた新しい景観が形成されるだろう。

(4) ゆたかな美しさを

もう一度ニッゲマン教授の発言の引用を許してほしい。日本人の質問者が「(西ドイツ政府が農地整備に資金を投ずるのは)わが国のように食糧自給率をふやすという観点からか」と尋ねたのに、博士は「そんなことはわが国ではナンセンスだ。すべての生産物は過剰だし、ECからの農産物輸入も必要だ。農村に対する事業は食糧生産のためというよりは“農村地域”それ自体に価値があり、その価値を維持し、発展させるために行われる」と答えられた。

「農村地域それ自体の価値」とは何か。それを解明するのは経済記者に過ぎぬ私の手に余る。ただ言えるのは、その一つが過密な、あまりに過密すぎる日本の息抜きのある場であり、たえずかけ足で走っている日本人の気持ちを

(注5) 講演記録は農村開発企画委員会「西ドイツの農業構造と農村景観の変化」(海外農村開発資料10号)

鎮静化する作用があるということである。

農業の近代化や農業土木の進展が、農村地域の美しさをぶちこわしてしまっただけでは何もならぬ。これからは農村への財政資金の配分がしぶくなり、財政資金を確保するにはそれ相応の理由づけが必要となってくる。そのための一つの手がある。都会人に美しい景観の山村を眺めてもらい、この美しさを維持するためには金が必要だと説得することである。食糧や木材の確保を言うよりも効果的かも知れぬ。

そのため都会人の好みにある程度合わせねばならないだろう。古い構造の家はトタン屋根、アルミサッシの当世風の家には比べ住みづらい。しかし木曾街道は古い家並み保存が観光と扎扎实り結びついている。西ドイツ

でも山地の農民への民宿建設の補助に当たって、古い様式をこわさないという条件をつけている。

山村の人も新しい生活の利便を求めており、それは当然である。しかし都会人の求める「山村としての価値」に応ずるために一面で古き良き伝統の維持が必要だろう。だが古き伝統は往々にして山村の貧しさ、みじめさと結びついている。伝統を守ることが貧しさ、みじめさを強制することになるなら、山地の過疎現象はやまないだろう。そこに難しさがある。

貧しさの故の美しさでなく、ゆたかな生活の中の美しさを形成するには、現地の実状に応じた知恵が必要である。

農村地域における中心集落の機能

松村 洋夫*

本報文は、市町村の計画実務担当者が、当該市町村の中心集落の機能の実態を把握し、それに基づいて中心集落の整備構想を作成する際に参考資料として役立つことをねらいとしてまとめたものである。内容は、中心集落についての基本的な概念（1，2，3），中心集落の検出と中心性測定の簡易手法（4，5），その事例（6），中心集落整備の一般的計画課題（7）である。

1. 中心集落の定義

我々は、生活上の種々の欲求を充足させるためにはそれらの欲求に対応する何らかの施設を利用しなければならないが、それらの施設の全てが自分の家のごく近くに立地しているとは限らない。都市の中心部に居住している場合ならともかく、通常は徒歩で利用し得る施設は少なく、自家用車やバス等を利用して当該施設の立地する集落へ出かける場合が多い。それらの施設は、経済的あるいは技術的な理由で、ごく小数の集落にしか立地し得ないからである。

中心集落とは、簡単にいえば次のように定義できる。『中心集落とは、そこに行政・商業・娯楽・教育・医療等の各種機能がある程度集中しており、それらのサービス機能を利用するために周辺地域の人々が集まってくるような集落をいう』。これを抽象的にいい換えれば、『中心集落機能を有し、その機能を通してその周辺のある一定地域を統一しているような集落』である。

中心集落には、後にも述べるように、大小様々なものがある。規模の大きな集落である都市（都市機能＝中心集落機能とみてよい）はもちろんのことであるが、戸数が100戸程度の農業集落でも、そこに何がしかの財やサービスの供給機能が集中しており、それによって周辺

地域の人々となつながりを持っている場合には中心集落であるといえる。

なお、地理学においては、中心集落よりは中心地という用語が用いられる。中心点としての機能の立地場所、即ち、幾何学的な集落の立地地点を主な興味の対象とする立地論では特にそれがいえる。また、集落の居住区域の全てにわたって中心的施設が立地しているのではなく、通常はその中のある部分区域が中心的機能を有する区域（業務中心区域 — CBD — と呼ばれることがある）である。このことは、中心集落である都市を考えてみれば明らかであろう。中心地という用語が用いられるのは主に以上の2つの理由による。

しかしながら、ここでは中心集落という用語を用いることにする。なぜならば、抽象的な立地論を展開することが目的ではないし、ここで考察の対象とする都市とは呼べない農村地域における規模の小さな中心集落においては、中心的施設が分散的に、集落全体にわたって立地している場合が多いからである。

2. 中心集落の機能

中心集落の定義（簡単な定義）に示されているように、中心集落の最も基本的な機能は地域における末端消費に関する機能（財やサービスの供給機能）であるが、この他にもいくつかの機能がある。以下それらを列挙しよう。

(1) 地域の末端消費に関する機能

- ① 私的財・サービスの供給
- ② 公的サービス（主に行政サービス）の供給

(2) 地域における組織的活動の拠点としての機能

- ① 産業的地域組織活動
 - 原料指向性の第1次産業生産物の加工工業

* 財団法人農村開発企画委員会

Rural Development Planning Commission

- 問屋制工業の名残りをとどめて生産地都市の流通機構に関連を残す伝統的工業
 - 農村労働力との結合の強い地方都市工業
 - 卸売業
 - 輸送・倉庫業
- ② 組合、協会等の協団体組織の活動
- 農業協同組合等の生産関連組織
 - 同好団体、サークル
 - 学会、宗教組織
- ③ 管理的活動
- 産業的管理活動
 - 官公庁の行政管理活動

(3) 交通機能

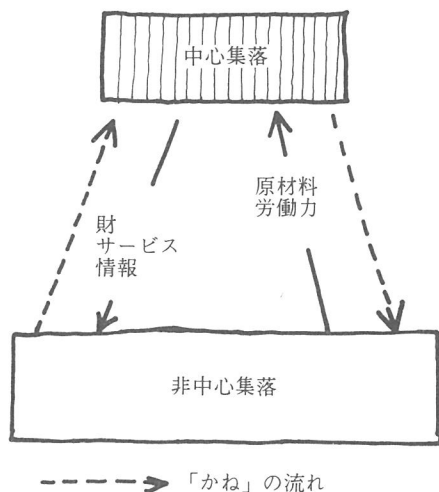
各種の交通網（鉄道網、バス路線網、道路網等）における結節地点としての機能。

(4) 情報機能

各種情報の収集・伝達システムにおける中心地点としての機能。

上記のような諸機能を通して中心集落と周辺地域とが結びつけられるのであるが、この結び付きは周辺地域の中心集落に対する依存のみによるものではない。このことは中心集落と周辺地域との間の「もの」の流れをみれば明らかであろう（図1）。即ち、中心集落が物資（主として最終消費財）、サービス等を周辺地域に供給して所得を得ると同時に、周辺地域は中心集落に対して物資（主として原材料）、労働力等を供給し、代金や賃金を

図1 中心集落と周辺地域との間の「もの」の流れ



得る。

これら2つの面はそれぞれ別の機能でありながら、実際には関連があり、相俟って地域全体を結びつけている。いい換えれば、中心集落と周辺地域とがそれぞれに持つ異質性や不完結性が、それぞれに持つ機能によって相互に補完され、地域全体の存立を可能ならしめているのである。

3. 中心集落の立地特性

中心集落の立地に関して、(1)分散立地、(2)階層立地、という2つの特徴がある。

(1) 中心集落の分散立地

中心的施設を利用するのは当該施設が立地している中心集落の居住者だけでなく、周辺の非中心集落の居住者も利用するのであるから、ある中心的施設に対応して、「顧客圏」あるいは「利用圏」とでもいえる何らかの圏域が定まる。従って、中心集落に立地する中心的施設のそれぞれに対応する圏域が全て含まれるような、ある最小限の広がりをもつ圏域が定まる。

図によって説明しよう（図2）。Aは中心集落である。この中心集落にイ及びロの2つの中心的施設が立地している。それぞれの圏域が破線で示されている。実線で表わされた圏域がこの中心集落Aの機能あるいは影響の及ぶ地域範囲である。これは、俗な言葉でいえば「ナワバリ」であるが、地理学では影響圏あるいは関係圏と呼ばれている。

いまある地域において、中心集落Aと質的・量的に類似の中心集落A'、A''……の立地を考える。その場合、影響圏が重なり合わないよう、かつ当該地域を万遍なく被うように（その地域に居住するほとんど全ての

図2 中心集落の影響圏

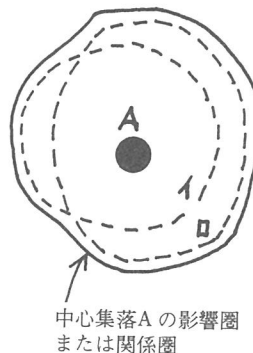
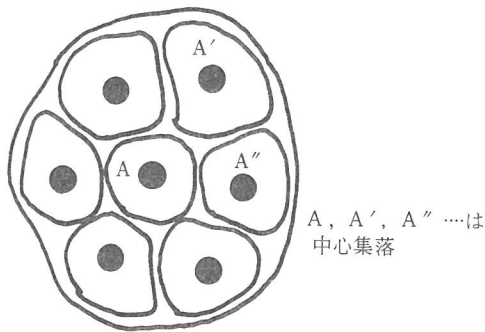


図3 中心集落の分散立地



人々がサービスを受けられるように), 各中心集落は立地する, あるいは立地しているであろう(図3)。

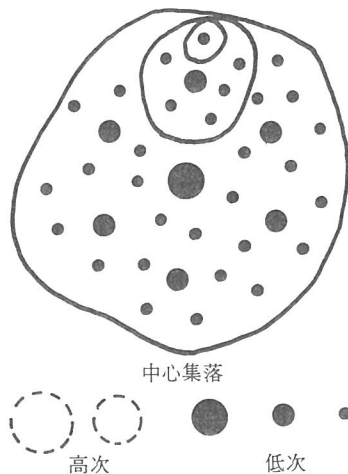
(2) 中心集落の階層立地

一口に中心的施設といっても, その種類や規模により設置費用, 維持・管理費用等に著しい差がある。たとえば, 入院設備のない診療所とそれを有する総合病院, あるいは, 駄菓子屋とスーパーマーケット等を比較してみれば明らかであろう。

大規模で特化した中心的施設(高次の中心的施設)が収益性や維持・管理費用を確保するためには, それに応じた十分な顧客圏や利用圏を必要とする。従って, 高次の中心的施設はより少数の中心集落(高次中心集落)にしか立地し得ない。

これに対し, ごく限られた周辺地域としかつながりをもたないような施設(低次の中心的施設)ももちろん存在する。そして当然のことながら, このような施設

図4 中心集落の分散立地と階層立地



設はより多くの中心集落(低次中心集落)に立地している。

即ち中心集落は, 分散立地するだけでなく, 階層性をもって立地する。これを概念的に示したのが図4である。

なお, この分散性及び階層性の理論的・実証的検討は中心集落(地)に関する地理学の一大研究分野であり, 多くの成果が発表されているが, ここでその詳細を紹介することはしない。興味のある方は末尾に掲げた文献を参照されたい。

4. 中心集落の検出

ある地域が与えられた場合, どの集落が中心集落であるか, また, その中心集落機能の強さ(中心性)はどの程度かを具体的に指摘することは, それ程簡単ではない。なぜなら, いかなる指標を用いて検出するのか, また中心性をどう定義するのか, といった理論的な問題点の他に, 種々の指標に関して利用可能な官庁統計は, 通常市町村という行政単位でまとめられており, それを集落段階の資料に分解するには結構手間がかかる, という労力的な問題点もあるからである。

本節と次節では, 農村地域の計画立案に携わる市町村の実務担当者が比較的簡単に上記作業を行い得るような手法を紹介しよう。

(1) 中心集落検出の簡易手法

地域住民の日常生活に密接に関連する26種類の業種を選び, これらをA, B, C, Dの4つのグループに分ける(表1)。これら4グループのうち, 3グループ

表1 中心集落検出のための業種とその区分

A	●役場(支所も含む) ●バスターミナル ●公民館(いわゆる集落集会所は含まない) ●医院(病院)	●郵便局 ●農協, 漁協(支所も含む) ●食堂	●鉄道駅 ●旅館
B	●各種食料品店		
C	●衣料品店 ●日用雑貨	●呉服店 ●綿店	●洋品雑貨店 ●荒物店
D	●薬局 ●電気店 ●自転車店 ●家具店	●化粧品店 ●農機具店 ●建材店	●文房具店 ●金物品店 ●畳店

図5 中心集落検出のための集計票（1例）

集落名	業種名	B		
	小食 売肉 業			
○× 集落		2		

立地数

A、B、C、Dの区分

以上にわたって、その中に含まれる業種がたとえ1つでも存在している集落があれば、それを中心集落とみなす。

(2) 中心集落検出の作業手順

- ① 最新の事業所統計調査（総理府）を用意する。
- ② 図5のような集計票を用意する。
- ③ 集計票の上らんには業種名（第3次産業のみでよい）を記入する。業種の分類には種々の方法があるが、国勢調査で用いられる産業分類の小分類項目が適当であろう。
- ④ もちろんどの集落にも立地していないような業種については記入する必要はないが、立地している業種については、たとえば表1に含まれていなくとも記入しておく。これは、次節で述べる中心性の測定に利用するためである。
- ⑤ 集計票の左の欄には集落名を記入する。居住区域が連たんしている場合は1集落として取扱う。
- ⑥ ①で挙げた資料を用いて各集落の事業所数を業種別に記入する。中心集落の検出だけを目的とするならば事業所の有無だけを知ればよく、立地数は必要ないが、④で述べたように中心性の測定に利用し得るから記入しておく。
- ⑦ ある店舗の所属する業種を決定する場合、通常は店舗名に商品名が入っているから、その商品名で判断すればよい。店舗名で確定できない場合は、商業統計調査（通産省）のために作成される店舗名簿に掲載されている各店舗の販売商品から判断

する。販売商品がいくつもある場合は、需要度あるいは購買頻度が最も低いと考えられる商品に基づ準にする。

- ⑧ 集計票から各集落の事業所立地に関する業種タイプ（AB型、BCD型等）を読みとる。
- ⑨ ABCD、ABC、ABD、ACD、BCDの5つの型のいずれかに該当する集落を中心集落とみなす。

以上のような作業で浮かび上がってくる集落は、周辺地域に対して種々の財やサービスを提供する可能性を有した、いわば中心集落予備軍とでもいえる集落である。これらの集落がどの程度の中心性をもつのかについては、次節で述べる作業によって、その大体的見当がつかう。

5. 中心集落の中心性の測定

(1) 中心性の指標

第2節で述べた中心集落の各種機能のうち、住民の日常生活と最も密接な関連を有するものは、地域の末端消費に関する機能であるが、これを量的に把握する方法を考えよう。

上記機能の最も直接的な量的表現は次式で与えられる。

$$a_i = a_{i1} + \dots + a_{ij} + \dots + a_{in} \quad \text{--- (1)式}$$

ただし、

a_i : i 集落の周辺地域に対する財・サービスの年間供給総量（貨幣単位）

a_{ij} : i 集落に立地する第3次産業関連の j 事業所の周辺地域に対する財・サービスの年間供給総量（貨幣単位）

n : i 集落に立地する第3次産業関連事業所総数
それが立地する集落だけでなく周辺地域に対しても財やサービスを提供している事業所については、 a_{ij} は正であり、そうでない場合は $a_{ij} = 0$ である。従って、 a_{ij} が正であるような事業所が1つでも立地していれば、 a_i は正となる。即ち、その影響圏域がいかに小さくとも、 a_i が正である限り、 i 集落は理論的には中心集落であるといえる。

上式はきわめて単純な式であるが、これによって中心性を求めるためには、まず、各事業所の年間販売額

を求めなければならないが、この資料はそう簡単には入手できない。仮に入手できたとしても、次に、それを周辺地域に対する部分と立地集落に対する部分とに分離しなければならない。これは事実上不可能である。従って、上式によって中心性を求めることはあきらめ、何らかの代替指標を用いて中心性を定義し直さなければならない。

(2) 中心性測定の簡易手法

代替指標として第3次産業の事業所数を用いることにする。この場合、前節で述べた中心集落の検出の際に作成した集計表がそのまま利用でき、作業時間がきわめて短くてすむ。

中心性を次式によって求めることにする。

$$C_i = (d_i - \frac{A}{N} n_i) / \frac{A}{N}$$

$$= \frac{d_i}{A} N - n_i \quad \text{————— (2)式}$$

ただし

C_i : i 集落の中心性, 単位は人口または戸数, これを余剰サービス人口または余剰サービス戸数と呼ぶことにする。

d_i : i 集落に立地する第3次産業事業所数

A : 市町村の第3次産業事業所総数 $A = \sum d_i$

n_i : i 集落の人口または戸数

N : 市町村の人口または戸数 $N = \sum n_i$

(2)式の意味を計算手順に従って説明しよう。

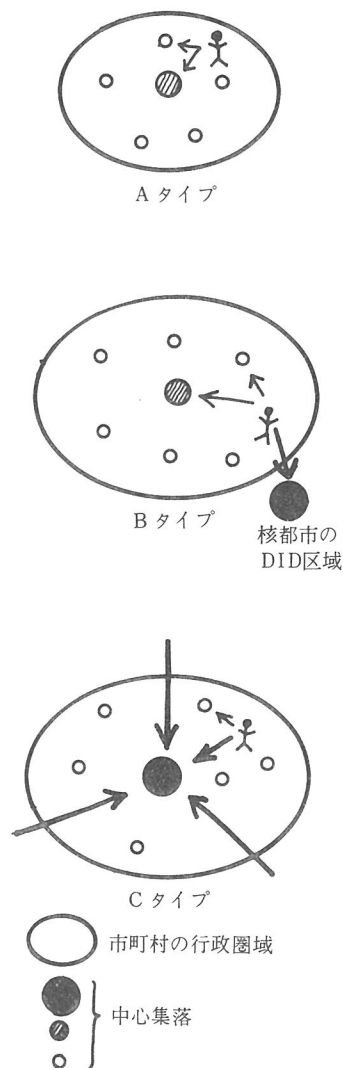
- ① まず、当該市町村の住民の日常生活に必要な財やサービスは、全て当該市町村に立地する事業所から供給されるものと仮定する。
- ② 次に、当該市町村の全事業所（もちろん第3次産業のみ）が、集落の人口または戸数に応じて（比例して）各集落に立地している状態を考える。その立地数は、(2)式の上段の（ ）内の $A n_i / N$ で与えられる。
- ③ ②で想定した事業所の立地状態を、中心集落が存在しない状態と考える。業種に対する配慮は無視する。
- ④ 現実にはこのような立地状態はありえない。そこで、 i 集落の実際の事業所数 d_i から②で求めた立地数を差し引く。これが（ ）内の値である。これを余剰事業所数と呼び C_i^1 で表わすことになる。

⑤ $C_i^1 > 0$ の場合。この場合、当該集落の日常生活をまかなうために必要な事業所数以上の事業所が立地しているということは、周辺地域の人々のための事業所が立地していると解釈し得る。即ち、中心集落である。

⑥ $C_i^1 \leq 0$ の場合。この場合、 i 集落は非中心集落である。

⑦ 次に、この余剰事業所によって、周辺地域のどの程度の人口または戸数の面倒をみているかを求める。このためには、 C_i^1 を1人または1戸当たり

図6 「他市町村の中心集落への依存」の視点からみた市町村のタイプ分け



の平均事業所数 (A/N) で割ればよい。

- ⑧ ⑦で求めた余剰サービス人口または余剰サービス戸数を中心性の尺度とし、 C_i で表わす。
- ⑨ なお、 C_i を求めるためには、 C_i^{-1} を求める必要はなく、(2)式の下段に従って直接求めればよい。

(3) (2)式の問題点

(2)式によって中心性を求める際の問題点の1つは①の仮定である。(2)式においては、「他市町村の中心集落への依存」の視点からみた市町村のタイプ分けを示した図6のAタイプの市町村を想定しているが、現実にはBタイプの市町村が多い。もちろんCタイプの市町村もある。このような他市町村への依存関係をも考慮するためには、(2)式において A/N を修正すればよい。即ち、日常的な財やサービスの供給・消費に関してはほぼ自己完結的とみなし得るような、核都市を中心とするある圏域をとり、その圏域における1人あるいは1戸当たりの平均事業所数を A/N の代わりに用いればよい。

いま1つの問題点は、(2)式では事業所の規模が反映されないことである。たとえば、2軒の小規模な食料品店が立地する集落よりも、一軒の大型スーパーマーケットが立地する集落の方がより中心集落としての機能が強いと考えられるが、このような差が上式には反映されないという問題点である。事業所数の代わりに従業員数を指標にとれば良いのであるが、販売額と同様、そう簡単にはこの資料を入手できない(小売業と卸売業については商業統計調査によって得られるが、第3次産業のその他の業種については得られない。事業所統計調査では、従業員数に関する階層区分しか得られない)。

このように、 A/N の修正及び指標の変更によってより適切な中心性の表現式が得られるのであるが、簡単に入手し得る資料によって、中心集落としての機能の強さを大づかみでよいから量的に把握するという目的のためには、(2)式で十分であろう。もちろん上述のような問題点があることを念頭に入れておかねばならないが。

6. 中心集落の検出と中心性の測定の事例 ——山形県遊佐町の事例——

ここでは、第4節及び5節で述べた方法がある具体的な地区に適用した事例を紹介しよう。事例地区として取り上げたのは、山形県の庄内平野の最北端に位置する遊佐町である。

(1) 遊佐町の概要

- ① 人口、世帯数 — 昭和55年3月現在で、20,987人、4,924世帯であり、庄内平野では、酒田(102,722人、29,167世帯)、鶴岡(100,741人、28,480世帯)の両市に次いで3番目の規模である。世帯数が過去20年間増加し続けているのに対し、逆に人口は減少している(ただしここ2~3年は停滞気味)。
- ② 道路、交通条件 — 道路網の骨格を形成するのは、海岸沿いを南北に走る国道7号線、水田地帯と砂丘地帯の境を走る旧国道7号線、及び中心部と周辺集落を結ぶ放射状の道路である。バス路線は、酒田駅を起点とする中距離路線と遊佐駅を起点とする短距離路線とに分けられる。いずれも主要道路をうまく利用して、直接間接に各集落と中心部を結びつけるような路線網となっているが、それでも全ての集落はひろいきれていない。バス停留所まで1km以上歩かねばならない集落が11集落もある。町の中央部を国鉄羽越本線が通っている。駅は、中心部と北部の吹浦の2つの集落に立地している。バス、鉄道ともに年々利用客は減少している。
- ③ 産業 — 基幹産業は農業であり、町全体の就業者数、純生産額のそれぞれ40%、30%を占めている。ただし、農家数、農業就業人口のいずれも減少を続けている(昭和50年時点の農家率57.3%、専業5.5%、第一種兼業37.7%、第二種兼業56.8%)。
- ④ 集落の世帯数規模 — 行政上の集落数は97である(中心性測定に際しては連担している集落を1集落として取り扱ったため、75集落)。この75集落の世帯数規模別の構成比は、50戸未満が68%、50戸~99戸が21%、100戸~149戸が4%、150戸以上が7%である(昭和50年時点)。平均は、63戸。150戸以上の集落は、中心部(716戸)、吹浦(517戸)、菅野(264戸)、

図7 事例地区遊佐町概要図

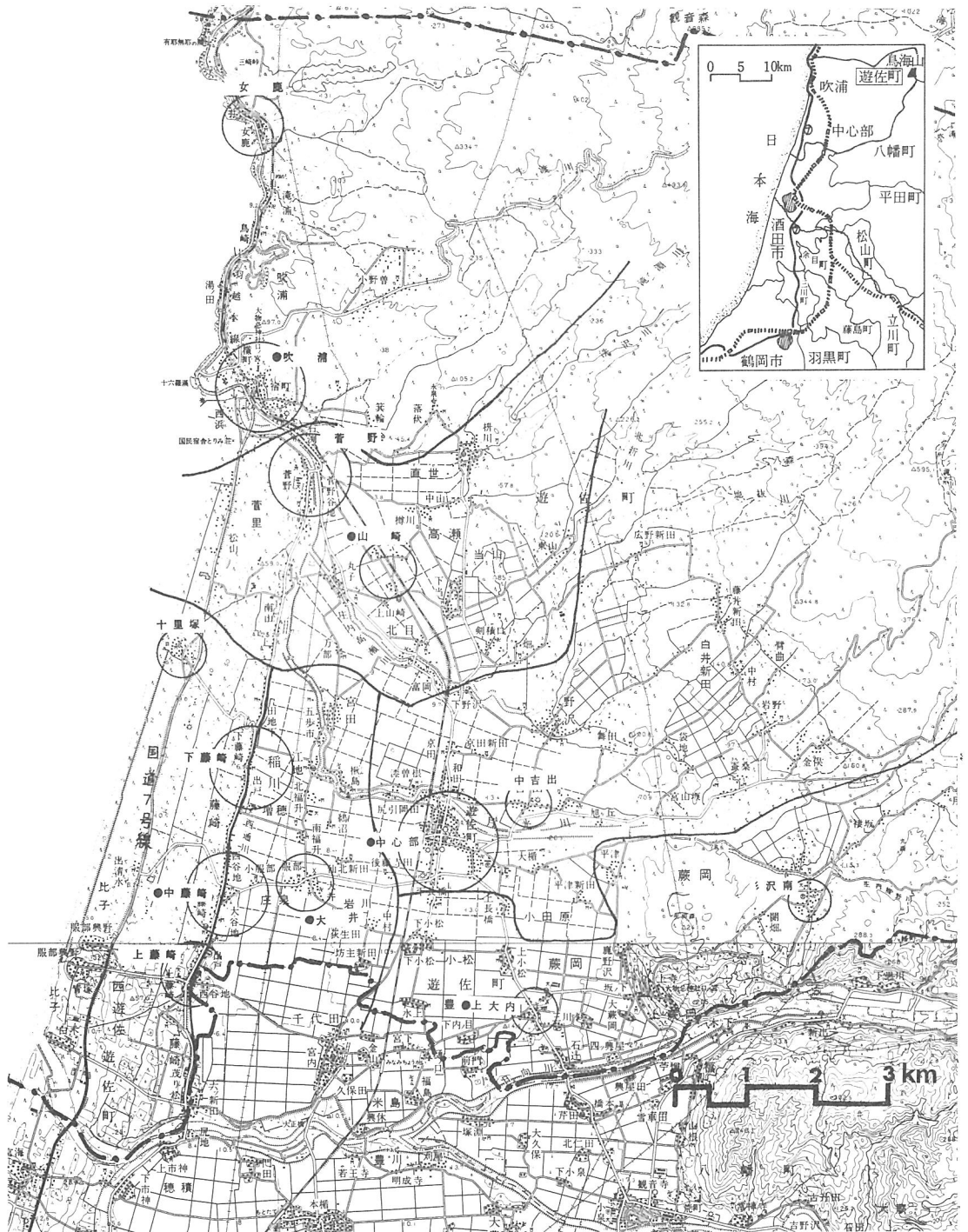
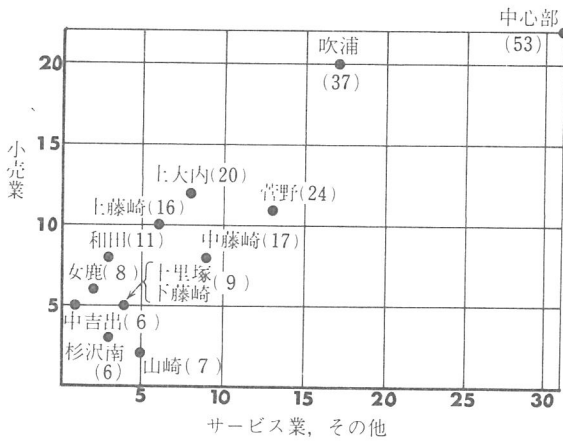


図8 集落別業種数 (昭和50年)



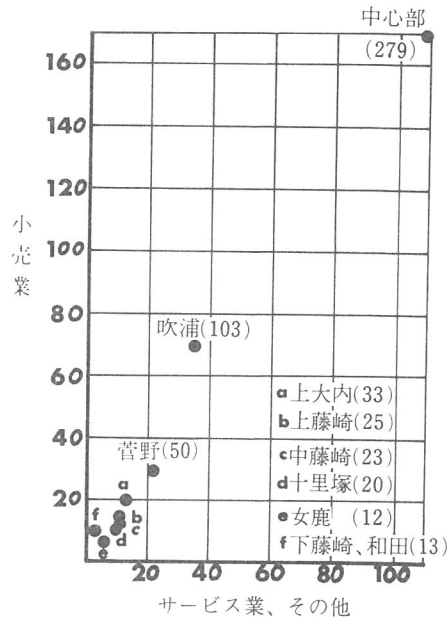
下藤崎 (163 戸), 上藤崎 (155 戸) である。昭和40年から50年まで10年間の世帯数の増減をみると、相対的に利便性の小さい山間山麓部に立地する集落では減少、逆に、中心部や吹浦のようにそれが大きい集落では増加となっている。人口については、ほとんどの集落で減少している。増加しているのは、和田、吉田、旭ヶ丘、西浜、松山の5集落のみ (中心部は増えていない)。

⑤ 非農業的集落 — 非農家率が50%を越える集落を挙げると、大蔵岡 (64%), 茂り松 (80%), 和田 (84%), 旭ヶ丘 (100% 町営住宅団地), 中心部 (87%), 菅野 (58%), 女鹿 (59%), 吹浦 (81%), 西浜 (100%, 保養施設及び沿道サービス業のみ) の9集落である。

⑥ 旧村区分 — 遊佐町は、旧稲川村, 旧遊佐町, 旧西遊佐村, 旧蔵岡村, 旧高瀬村, 旧吹浦村の1町5村の合併によって誕生した。それぞれの旧役場所在集落は大井, 中心部 (合併後の役場所在集落でもある), 中藤崎, 上大内, 山崎, 吹浦である。図中・印をつけた集落がそれである。

(2) 集落別業種数及び事業所数

図9 集落別事業所数 (昭和50年)



遊佐町に立地する第3次産業業種数55 (国勢調査に用いられる産業分類の小項目を多少修正した分類) を小売業 (23業種) とそれ以外の業種 (32業種〜公共施設11種類を含む) に大別し、集落別の業種数を図示したのが図8である (トータル6業種以上の集落のみ)。大井以外の旧村役場所在集落は全てプロットされている。

表2 3つの指標からみた中心性 (昭和50年)

(2)式における d_i , A →	余剰サービス人口 (人)			余剰サービス戸数 (戸)		
	(1) 第3次産業事業所数からみた場合	(2) 小売業事業所数からみた場合	(3) 小売業従業員数からみた場合	(4) 第3次産業事業所数からみた場合	(5) 小売業事業所数からみた場合	(6) 小売業従業員数からみた場合
中心部*	5,612	5,592	7,578	1,294	1,289	1,748
吹浦	1,167	1,452	1,105	269	335	255
上大内	553	553	348	128	128	80
菅野	430	348	41	99	80	9
十里塚	246	143	143	57	33	33
中藤崎	164	61	**	38	14	-
上藤崎	102	41	-	24	9	-
山崎	41	-	-	9	-	-
中吉出	20	82	-	5	19	-
女鹿	-	82	369	-	19	85

* 中心部に和田集落を含める。
** - は負の値であることを示す (他の欄も同様)

図9は集落別事業所数のプロットである(事業所数が10以上の集落のみ)。図8とほとんど同じ集落が上位を占めている。

(3) 中心集落の検出

第4節で述べた簡易手法によって中心集落を検出すると以下の集落が浮び上がってくる。

A B C D型 中心部(和田を含む), 吹浦, 菅野, 上大内, 上藤崎, 中藤崎

B C D型 下藤崎, 中吉出

A B D型 十里塚, 女鹿

事業所数及び業種数のいずれにおいても上位を占める集落が検出されている。

(4) 中心性の測定

中心性測定のための簡易式(2式)における d_i の単位として, 第3次産業事業所数, 小売業事業所数, 小売業従業員数を取り, それぞれに対して各集落の中心性を計算した結果を表2に示す(上記3指標のうち少なくとも1つの指標に対して中心性が正の値になる集落のみを掲載する)。なお, 余剰サービス戸数は, (2式)における n_i の単位として戸数を取って計算した結果ではなく, 余剰サービス人口を遊佐町の1戸当たり平均家族数(4.33)で除して得られた数字である(即ち, 表2における(1), (2), (3)の各らの数字を4.33で徐したもの)。

まずいえることは, 中心部の中心性が非常に大きい

表3 中心集落を特性づける主な事業所(遊佐町の場合)

	1次中心集落	2次中心集落	3次中心集落 (酒田市)
公共施設	地区公民館 小中学校 保育園 簡易郵便局 農協支所	中央公民館 高等学校 町役場 農協本所	(略)
サービス業	特になし	大規模な医療施設 金融機関	(略)
小売業	食料品店 雑貨品店 燃料品店 自転車店 (急ぐ場合の買物)	1通りの店舗が そろっている (日常の買物)	(略) (ウィンドウショッピング) (フンストップショッピング)

ことである。第3次産業事業所数を指標にとった場合(表の(1), (4))の中心部の中心性を100とすると, 吹浦が21, 上大内が10, 菅野が8, 十里塚が4, …と続く。これらの数値は, 業種を小売業に限定した場合(表の(2), (5))もほぼ同様である。従業員数を指標にとると(ただし小売業のみ)中心部とその他集落との差はより一層大きくなる(表の(3), (6))。

次に, 上記3指標のいずれをとっても中心性が正になる集落と, 指標によっては負の値を示す集落とに大別できることを指摘しよう。表中の中心部から十里塚までが前者に, 中藤崎から女鹿までが後者に, それぞれ属する集落である。後者に属する集落の中でも, 山崎(ごく小規模な雑貨店2軒の他は全て公共施設)と女鹿(旅館2軒の他は全て小売店—公共施設なし)—という立地業種に関して対称的な2集落が目につく。

余剰サービス戸数が(平均的に)何集落分に相当するかをみるために, 表中の(4), (6)の数字を1集落当たりの平均戸数(表中の集落を除いた平均値)40戸で割ると, (4)については, 中心部が32集落, 吹浦が7集落, 上大内が3集落, 菅野が2集落, 十里塚と中藤崎が1集落, (6)については, 中心部が44集落, 吹浦が6集落, 上大内が2集落, 十里塚が1集落, 女鹿が2集落(いずれも1集落以上)となる。

旧村の役場所在集落については, 旧稲川村の役場所在集落である大井を除いて全て表2にリストアップされているが, 上記の計算上の圏域(集落数で表わした)からみる限り, 中心集落と呼べる集落は, 中心部, 吹浦, 上大内の3集落だけである。

(5) 中心集落の階層性

遊佐町の中心集落は2段階の階層性を有するとみてよい。即ち, 中心部, 吹浦という2次中心集落と上大内以下の1次中心集落である。3次中心集落はもちろん酒田市である(庄内平野全域では鶴岡市も3次中心集落である)。

日常生活圏における上記のような中心集落の3段階構成は, 事例地区に限らず, 農村地域一般にいえるこ

とではないだろうか。

1次中心集落は主に旧村の役場所在集落である。この段階の中心集落は、事業所の立地数や業種数において非中心集落とは明らかに異なるものの、周辺の非中心集落に対する私的財・サービスの供給機能はきわめて弱い。統計データに基づく理論計算上の圏域が小さい、あるいはそれを欠いた集落である。

2次中心集落は主に現在の役場所在集落である。ただし、どんな町村にも必ず1つは存在するというわけではない。2次中心集落の存在の有無や存在する場合の商業集積の規模は、町村人口（正確には2次中心集落の背後地の商圏人口）及び地方都市（3次中心集落）との距離によって規定されるであろう。

それぞれの段階の中心集落を特性づける事業所を挙げれば表3の通りである（遊佐町の場合）。

7. 中心集落整備の課題

農村地域の生活環境整備をその目的の一つとして現在実施されている事業は、農村総合整備モデル事業をはじめとして種々あるが、これらの事業は全て、全国14万集落を対象としたもの、いいかえれば、最小の居住単位である集落をほぼ均等に整備（地域によって整備の内容はもちろん異なる）しようという点にその特色があり、特に中心集落に視点をあててそれとの関連で整備を考えることは少なかった。一方、広域生活圏あるいは地方生活圏構想において重点的な整備対象となるのは地方核都市であり、農村地域における低次中心集落は比較的話題になることはなかった。これからの農村地域の振興・整備を考える場合は、これら低次中心集落に焦点をあて、これとの関連で考えることもまた必要であろう。

一般に、拠点都市の整備が進めば進む程、農村地域居住者の日常的社会生活圏はより広域化し、自動車の普及がこれに拍車をかける。しかし、この広域化も、幹線道路の渋滞、都市の駐車場の少なさ等によりほぼその限界にきていると考えてよい。従って、拠点都市（三次中心集落）の持つ諸機能のうち可能なものを2次中心集落に移すことによって、日常生活圏をこれ以上広域化しないように、というよりはむしろ狭域化するようにしなければならない。即ち、商店街の整備、文化・スポーツ施設の整備等によって二次中心集落の中心性を高める必要が

ある。また同時に、第一次産業と関連する地場産業を育成することによって、就業機会を三次中心集落に全面的に依存する構造を改善する必要もあろう。もちろん、地場産業の振興にあたって、技術・情報の提供、全体のコントロール等の中心となるのは二次中心集落である。

二次中心集落と同時に一次中心集落もまた整備しなければならない。農村地域居住者にとって、財や私的サービスの供給に関しては、現在および将来の農村地域における人口分布を前提とする限り（拠点都市は増加、その周辺地域は横ばいあるいは減少）、二次・三次中心集落に依存せざるを得なく、この点に関しては、一次中心集落の持つ役割は小さい。しかし、市町村合併・農協合併・学校統廃合等によりその持つ意味が小さくなっているとはいえ、大字・旧村といったより小さな圏域は、教育・スポーツ・レクリエーション・祭等の地域組織活動を共同で行う圏域として依然として機能しており、一次中心集落は、非中心的集落では単独には持ち得ない共同生活施設が立地するそれら圏域の核的集落としての意味を持っている。従って、共同生活の拠点としての機能を強化する方向で一次中心集落の整備を行わねばならない。

以下、中心集落の空間整備の一般的課題をいくつか列挙しよう。

(1) 自然発生的集積から計画的集積への転換

これは主としてある程度の商業集積のある二次中心集落の整備課題である。一般に、二次中心集落では一応の商業集積はあるものの、それは自然発生的集積であり、店舗、公共施設等は、既存の道路沿いに個別分散的に立地している場合が多い。従って、これらを再編成し、計画的に街区を形成することが今後の課題であろう。いくつかの方法を挙げよう。

- ① まず土地利用計画を定めること。
- ② それに従って、基幹道路の整備を先行させること。
- ③ 必要ならば用途指定をかけてもよい。
- ④ 核となる公共施設の建設や店舗の導入を考える。
- ⑤ 公共施設はできるだけ1か所にまとめる。
- ⑥ 大型スーパー等の核店舗の導入が無理ならば、駐車場付きの共同店舗を建てる。

(2) 公共施設の集中立地による中心集落整備

これは、私的財・サービスの供給機能が著しく低下

してしまった、あるいは、そもそもそのような機能がほとんどない、農村地域における1次中心集落の拠点性を高めるための一手法である（その典型的な事例を岩手県遠野市にみることができる）。

なお、公共施設を集中立地させる場合、既にいくつかの公共施設が立地していることにより、新市町村や旧村の役場所在集落がその対象として選ばれることが多いのであるが、必ずしもそれにこだわる必要はない。場合によっては、いくつかの旧村役場所在集落の機能を統合し、それをあわせて第3の集落に移し、そこを新しい中心集落として育ててゆくことも考えられるであろう。

(3) 中心集落における住宅団地開発

中心集落における積極的な住宅団地開発については、集落移転のための受け皿づくり、導入した工場の従業員のための住宅団地開発、他市町村からの移転によって過疎脱却を目指した住宅団地開発等いくつかの事例がある。これらの住宅団地開発は既存中心集落の中心性を高めることを直接のねらいとしたものではないが、人口が増加することによって既存中心集落内店舗の商業活動が活性化したり、あるいはまた、若干の新規店舗が立地する可能性もあり、間接的ではあるが中心性を高めるための一手法とみることができる。

(4) 中心集落における土地利用秩序の形成

農地や林地が無秩序・無計画に転用され、介在農地を残したまま個別分散的に開発が進むというスプロール現象は、都市近郊地域に特有な現象というわけではない。開発件数の多少あるいは開発面積の大小を問わないとすれば、都市近郊以外のいわば純農村地域——特に中心集落——においても認められる現象である。

いうまでもなくスプロールの開発は良好な農業生産環境及び居住環境の形成・維持という点からみて好ましいことではない。開発区域（既存の居住区域も含む）と農用地区域（非開発区域）が明確に分離された総合的な土地利用計画を作成し、それに基づいて両区域の土地基盤整備事業（もちろん、土地に係わる種々の権利関係の調整という作業も行われる）を実施することによって、土地利用に秩序を与えねばならない。

引用文献

- 1) 西村睦男「中心地と勢力圏」昭和52年、大明堂、11頁
- 2) 尾留川正平他、現代地理調査法Ⅲ「人文地理調査法」、昭和47年、朝倉書店、261頁～264頁
- 3) 農村工学研究28「中心集落整備の課題」昭和56年、農村開発企画委員会

福井県上中町におけるゴミ処理計画

—ビューティ530計画—

齊藤 庄右エ門

1. 上中町のあらまし

本町は福井県の若狭地方のほぼ中央に位置し、総面積が82 km²で耕地面積1,340 haのうち水田が1,240 haあり、その93%の基盤が整備されている。

本町は昭和29年に旧5ヶ村が合併し、現在、人口8,100人で1,940戸の39集落からなる農山村地帯である。

町の中心産業は農業であり、昭和40年に県下初のコントリーエレベーターを設置するとともに44年には冬キャベツの野菜産地指定を受け定着させるなど、農業生産の振興を図ってきたが、農業の変革期（水田利用再編対策）を迎え町では80年代の農政基本を次により推進することとしている。

(1) 需要の動向に応じた農業生産構造の改善を図る。

（麦、大豆、飼料作物、キャベツ、大根、南瓜等の作付拡大）

(2) 地域ぐるみの土地管理で農地の有効利用を図る。

（農地流動化推進、受委託の促進等）

(3) 地域あるいは集落における機能集団の育成強化を図る。

（自主学級、住民会議等の育成強化）

(4) 豊かな緑の地域社会としての農村を計画的に整備する。

（農村総合整備モデル事業、新農業構造改善事業等による計画的整備）

このように、農業を基盤とする豊かな緑の地域社会を目指して、役場を住民センターと改名するなど、県下の先進町村として活力ある町政を推進している。

2. みんなで作った

「上中町総合開発計画」

本町は、昭和50年に山口大学、山本陽三先生の指導により、町長を先頭に町民総ぐるみで

「誰が 未来の上中町をつくるか」

を課題に総合開発計画を策定した。これまでの開発は住民からいえば「される開発」であって「する開発」ではないという印象が強かったので、行政が善意に発するものであっても、常に住民は受身のため今後は、この関係を逆転しなければ町民主体の「する開発」とはならない。ちなみに行政は住民にサービスするものではなく、住民の自治活動にサービスをするものであるとの考えから、町の行政も方向の転換を図った。

その出発として

(1) 住民の暮らしの点検によって、より高い生活への目標をさがし求めた。

(2) 町の指標である「みどり」と「ゆとり」の創造意欲の内在をさがし求めた。

その結果、住民一人一人の欲求が明確になり、住民は独自に、そのニーズを追求しだし、新しい自治活動が始まった。

集落では自主学級が活発となり、老若男女と、色々なグループ組織が連日熱心に話し合った結果、集落に振興委員会が設立され、実りある開発構想をとりまとめることができた。

また、集落を越える問題は、旧5ヶ村単位に住民会議が生まれた。住民会議は座長、運営委員の他は不特定な構成で問題に応じて関係のある者が集まって地区を良くするために話し合う機関である。

住みよい社会づくりは、足元が大切である。まず一番

* 福井県

身近な家庭の民主化（話し合える家庭）に始まり、これから生まれた民主的な自治活動が住みよい集落を振興し、更に地区へと広がって、すばらしい上中町が創造されるようになった。

上中町の総合開発計画は、まさにこのプロセスによって綴られ、町民の自主的活動の実践と、それに対する行政の援助という相互交流の結果から生まれたものであり、農村総合整備モデル事業は、この計画の中で、これを支える一本の大黒柱として、住民の夢を着々と実現している。

3. ゴミ処理施設建設の経緯

開発計画のなかで全町域の問題として、ゴミ処理があり、これをモデル事業の農産廃棄物等処理施設として、53年度に完成したので紹介する。

これまで町には、ゴミ焼却場がなかった。これは以前に広域計画をたてたが、建設の一手手前で反対にあい、御破算になったことがある。それは、農山村であるため自家処理の可能な人達が多く本当に困っていた人達の声反映できなかったのである。

この度の計画では、集落、地区によって要望度の差こそあれ、これら、少数の人達の声が話し合いによって蘇り、生活のゴミにとどまらず、増大する農産廃棄物が農村環境に及ぼす影響にまで話が発展して住民要望となったものである。行政主導の広域計画には横を向いた住民が、自治活動による話し合いによって、集落から地区へと広がりを見せ、住民の要望となったのである。しかし、決まるまでには紆余曲折があった。身近で必要と決った施設でありながら、全域的な特殊施設であるため、御多分にもれず位置の決定が問題であった。

「自分のゴミはともかく、他所から持ち込まれるゴミまでは……」これは、誰でも抱く感情であろう。では各集落に小型炉を分散してはどうか、ということで、自主学級や住民会議で真剣に話し合ったが、では集落のどこに設置するかとなるとなかなか決まらず、話し合ううちに、小型炉では公害設備が完全にできないだろう。また労力や経費も問題であり管理が行きとどかないのではないかと……等々で、結局、集中施設にして完全なものを何処かにつくらねばならぬということに逆戻りし、話は二転三転し、連日住民会議や自主学級・グループの話し合

いが続き、最終に一番困っている町の中央集落である三宅地区に完全な施設を建設しようということになり、町と協力して積極的な地係交渉が進み、隣接する地区へも住民会議の交流によって、了承を得て現在の場所に決定した。

町では、このような有難い協力と要望にこたえるためには、住民のみんなに何時も安心してもらえる「完全できれいな焼却炉」をつくるために、プロジェクトチームを組んで、色々な角度から徹底的な調査研究をした。

まず、住民がこれ程敬遠した原因を洗いざらい究明分析をして、これをひとつずつ除去することを目標に

- (1)よく燃えて
- (2)公害がなく
- (3)労力と高度な技術が軽減され
- (4)維持管理費が少なく
- (5)建設費が安価な

処理プラントを求めて選定と計画を進めた。

この種のメーカーは全国に数が多く、この中から技術説明を受けながら、私達の目標を誠意を持って満足させ得ると認められたメーカーを厳選していった。

町では、これらの結果に従って関係集落に報告して了解を得たのち、さらに広く関係住民会議との間に「公害防止協定」を結んだ。

この公害防止宣言ともいえる協定では、

- (1)公害防止の責任と努力
- (2)公害関係の測定結果の公表
- (3)住民が必要と認めた場合の住民公害監視組織の設置などを取り決めたが、この時点では話がここまで話し合えれば協定も不要ではないか……という意見もあった程で現在まで苦情は全くない。

4. ゴミ処理施設の計画について

(1) 事業名

農村総合整備モデル事業

(種別) 農村集落管理施設

(施設名) 農産廃棄物処理施設(焼却炉)

(2) 計画の概要

1) 施設の必要性について

本地域の農業生産及び農村生活において生ずる廃棄物を処理するため、町では不燃物については、収

集車で、定期的に集め、空地への埋め立てによって処理している可燃物については、これを処理する施設がないため、農地への埋め込み、空地への投棄、一部は野焼きなどをしており、これが農村生活の風致・保健的環境を著しく害している。

よって、全町を対象として、農産廃棄物等の処理施設を整備する。

2) 施設計画

集中処理方式とし、施設の交互点検等の維持管理を考慮して、2 炉とした。

焼却炉	6 t/日	3 t/日×2 炉
上家建物	1 棟	378 m ²
管理棟	1 棟	21 m ²

3) 処理物数量の推定

営農資材	280 t/年	(育苗古箱, 農薬箱, 袋・肥料袋, マルチ, 育苗古資材・むしろ, 衣類)
営農廃棄物	140 t/年 (モミガラ屑類)	
畜産廃棄物	50 t/年	(飼料袋・小家畜の死体・その他作業衣類・雨具・古靴等)
農機関係	100 t/年	(廃油・ウエス・容器・包装材, 小農具残物・公共用排水路管理残物・その他)
生活廃棄物	480 t/年	廚芥その他一般廃棄物
年間推定量	= 1,050 t/年 ÷ 1,000 t/年 計画	

4) 炉能力の決定

1,000 t ÷ 稼働日数 250 日/年 = 4 t/日
 ただし、実効能力を公称能力の 70% と見込み
 6 t/日 炉とした。

(3) 実施にあたって

1) 焼却炉計画上の問題点

- イ. 法律による規制
 - a. 公害関係法令
 - b. 廃棄物処理及び清掃に関する法律
 - c. 建築基準法
 - d. 消防法
 - e. 労働関係法令
- ロ 住民の承諾

- a. 法的公害
- b. 俗的公害
- c. 印象的公害
- d. 周辺の地価

※ 公害防止協定の締結

ハ 焼却炉の種類とメーカーの選定

規模に合った機種を選ぶ

- ① 連続燃焼式機械炉
- ② バッチ燃焼式炉
 - 機械化バッチ
 - 燃焼式
 - 固定火格子バッチ燃焼式

選定

- ① メーカーの技術説明 (10 社程度)
- ② 上記メーカー施工施設に係る各事業主体 (市町村) へアンケート
- ③ ①から更に絞って技術説明 (5 社)
- ④ ③のうち優秀なものについて調査・視察
- ⑤ 3 社に絞って、統一仕様書に基づく見積り設計書の徴収
- ⑥ 点数評価によるメーカーの決定
 - ア. 見積り額 (40 点)
 - イ. 維持管理及び補修営繕費 (40 点)
 - ウ. 技術的評価 8 項目 (10 点)
 - エ. 経験及び信用度 6 項目 (10 点)
- ※ ウ, エはプロジェクトチーム委員の投票評価による。

2) 実施計画仕様

- ① 処理能力 公称能力 6 t/8 hr
- ② ゴミの性状 (種類)
 - 一般都市ゴミに準じプラスチックが多い (時期的に差が生ずる)
- ③ 炉数 3 t/8 hr × 2 炉 計 = 6 t/8 hr
- ④ 炉形式 固定火格子バッチ燃焼式 (三角パイプロストルによる逆燃焼方式)
- ⑤ 集じん方式 ダブルサイクロン
- ⑥ 洗煙冷却方式 冷却塔による水噴射式
- ⑦ 炉運転時間 1 日 8 時間
- ⑧ 運転方法
 - ア. 2 炉併用運転可能
 - イ. 受入れ供給 ピット・アンド・クレーン方式

- ウ、灰出し方式 機械灰出し方式
- エ、通風 強制通風方式
- オ、計装・警報 中央監視盤による集中管理
- ⑨ 焼却条件
 - ア、炉内温度 700℃以上 950℃以下
 - イ、焼却残渣の熱灼減量 6.5%以下
- ⑩ 公害防止基準
 - ア、排ガス基準値
 - i) 煤塵量 0.4 gr/Nm³ 以下
 - ii) 硫酸化合物 最大着地濃度 0.02 ppm
 - iii) 有害ガス 関係法令に規定する規準値以下
 - イ、排水基準値 クローズドシステムにより放流しない。
 - ウ、騒音基準値 敷地境線で60ホーン以下とする。
 - エ、悪臭防止基準
 - 生ゴミの悪臭は収集車出入口に急速開閉シャッターを取り付け、ピットには開閉蓋を取り付けてピット内の臭気を吸引し、吸引空気は燃焼用空気に使用する。

- ⑪ 保証
 - ア、保証期間
 - 正式引渡しの日より3年（ロストルは4年）
 - イ、試運転及び指導期間とその経費の分担
 - ウ、性能試験と性能保証事項
 - 本施設の処理能力及び性能はすべて請負者の責任施工により発揮されるものとし、設計図書に明示されていない事項であっても、工事の性質上、当然必要なものは、上中町の承認を受け、または指示に従いその負担で施工すること。性能保証は、仕様以上を保証すること。

(4) 事業の内容

設置場所 遠敷郡上中町三宅（井ノ口）
（一級河川北川右岸）

敷地 町有地（雑種地）1,800 m²

事業費

- 1) 施設事業費
 - 施設工事費 85,000 千円
（機械設備・電気計装設備・建築土木工事）
 - 用地整備費 3,000 千円

測量試験費	500 千円
工事雑費	500 千円
計	89,000 千円

2) 関連工事費

町道改良費	13,000 千円
緑化修景工事費	1,000 千円
計	14,000 千円
合計	103,000 千円

(5) 完成した設備の内容

受入供給

- ピット・アンド・クレーン方式
- ピット…鉄筋コンクリート造り
（3.6×2.75×4.0）
有効量 30 m³
（臭気防止ピットカバー付、臭気吸引装置・汚水ピット及び移送ポンプ付）
- クレーン…屋内用クラブラケット天井走行クレーン（定格荷重2.8t・量1 m³）

焼却炉

- 固定火格子バッチ燃焼式炉
- 特長…三角形燃焼パイプロストルを使用した逆燃焼方式で、輻射熱と再燃焼を最大限利用した。
- バーナー…主バーナー（A重油最大25ℓ/hr）
アフターバーナー
各2基

排ガス設備

- 集じん機…ダブルサイクロン 2基（φ600m/m
15 m/s）

洗煙冷却塔…ステンレス円筒直立式水噴射式 2基

通風設備

- 強制通風方式
 - 押込送風機…ターボファン 220V 5.5 kw 2基
 - 誘引送風機…ターボブローア 220V 11 kw 2基
 - 煙突…RC、頂部φ0.6 m H=19.5 m

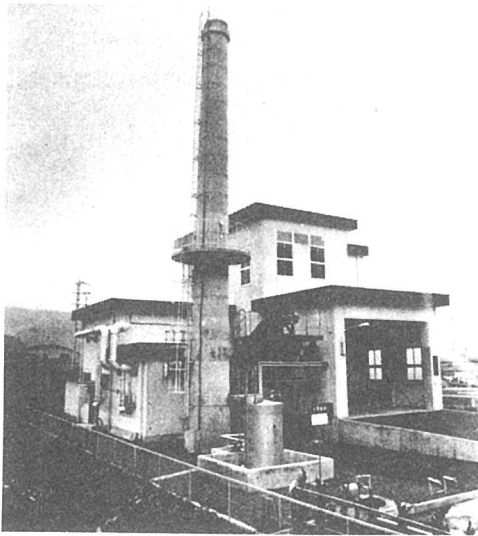
汚水処理

汚水はクローズドシステムにより全て化学的処理を行い、循環使用し場外への排水はしない。

灰出設備

灰移送チェーンコンベヤー 3基

修景



築山造園植栽による修景

灰バンカー（下部抜き電動式）

計装警報設備

運転管理は中央制御盤で集中管理

上家建物

鉄骨陸屋根A L C板張り3階、一部2階建366 m²

管理棟

鉄骨A L C板張り平屋建40 m²

施設の特長

- ① ゴミ燃焼はゴミ層の下部燃焼による逆燃焼方式、しゃく熱減量3%以下。
- ② ロストルは三角構造のパイプロストルで4年以上の耐久
- ③ 一度に多量のゴミ供給が可能で、投入口も大きく長尺物の廃木材、タタミ等の供給可能。
- ④ 炉出口の煤塵濃度が低く（1～1.5 gr/Nm³）煙突出口で0.2 gr/Nm³以下。
- ⑤ ピット内の悪臭は燃焼空気に使用し、悪臭の発生がない。
- ⑥ ピット汚水、及び洗車汚水等はすべて循環無放流方式。

5. 環境美化運動について

このように、農業生産及び農村生活において生ずる廃棄物を処理する施設をモデル事業の「農産廃棄物等処理

施設」として採択を得て、住民理解の上に完成した本施設を、上中町では、「環境美化センター」と呼びこれを機に、環境美化委員会が発足し、自治活動やボランティアによる美化運動（530運動）が盛り上って嬉しい花を添えながら、農村環境の保全に大いに貢献している。

美化運動のテーマは

ビューティー530の輪を広げよう！！

「仲間のサインは530」

◎5時30分を^{ゴミナシ}530の時間にしよう

私達は、誰でもよりよい環境を求めています。なのに私達のまわりには、なんとゴミが多いのでしょうか。

◎美しい環境を求めているも、実践がなければ…このままでは益々環境が汚れるばかりです。

◎そうです。今こそ、あなたの出番です。あなたがそれをしないで、誰がしますか。

◎勇気をもって、あなた一人でも、友達…グループでもビューティー530運動に参加しよう。

◎あなたの勇気と実践が効いて集落みんなに……いや、8,100人の輪に広がって、美しい豊かなふるさと、上中町の楽園を創造するのです。

さあ、あなたが、家庭から、集落から

“ビューティー530”の輪を広げよう！！

あなたが主役です。誰でも出来ます！！

◎自分のゴミは近所、他人に迷惑をかけず、地域の風致環境を汚さない方法で完全に始末しましょう。

集落の美化は、先ず各家庭の清潔からはじまります。

●お母さんが家事で忙しいときは、僕も私も、お父さんも、掃除を分担して、ゴミの始末や収集に出す準備を手伝って、家庭を清潔にしましょう。

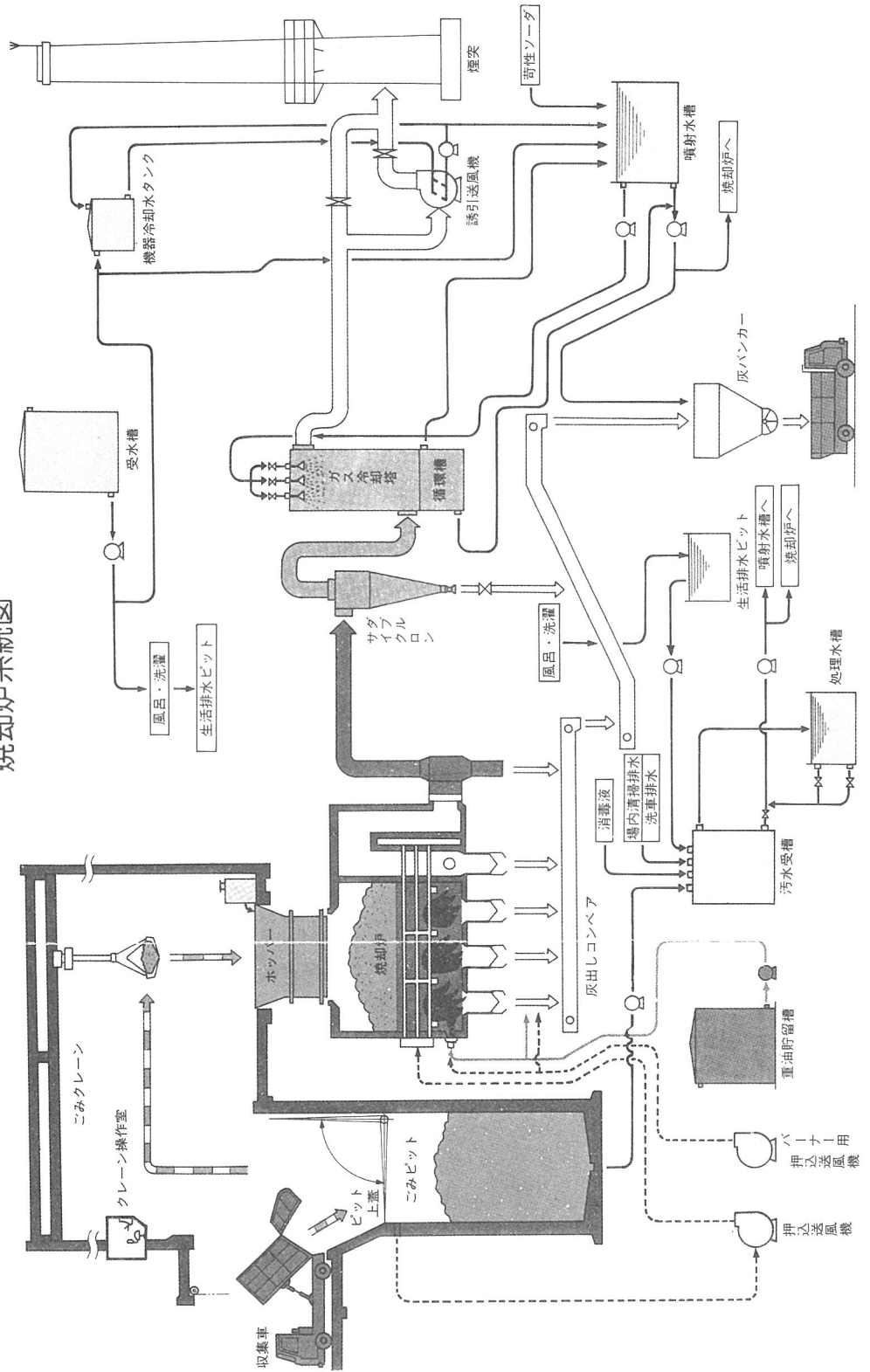
●自分のゴミや、投棄物、下水等が近所他人に迷惑になったり、集落の風致、環境を汚していないか見直してみましょう。

●自分でゴミを処理する場合は、完全に燃やす、埋める、整頓して集積する等の方法で、悪臭や害虫の発生源になったり、見掛けが悪くならない方法で、完全に始末しましょう。

もし、完全に始末出来ないときは、町の収集処理を利用して下さい。

（ただし、産業廃棄物や、大型で大量なものは、発

焼却炉系統図



生者の責任で処理して下さい。)

◎ゴミを投げすてる人よりも、拾って始末する人になりましょう。

●あなたが、今、そのまわりにゴミを見付けたら、拾って始末しましょう。

ふるさとの美化は、君が、あなたが、住民一人一人がその気にならなければ誰もしてくれません。

あなたの勇気と実践が、みんなにその輪を広げ、大きな美の花を咲かせるのです。

●道を歩いている人や、野良に居る人は、道や河川、水路、空地、広場等にゴミがあったら拾って始末しましょう。

農薬袋や肥料袋、アゼシート等も散らばって居ませんか？ また、見にくい不潔な場があったら始末するか、すぐ出来ないような場合は皆んなで話し合っ

て整備しましょう。

◎ゴミは場所を換えるだけではなくなりません。

回収して完全に始末しましょう。

●捨てられた空ビン、空カン、ビニール等を土手や土地の片すみに集めてあるのを見掛けますが、これではゴミが無くなりません。

回収して、処理しましょう。

◎ゴミのない清潔な家庭、美しいふるさとの環境をつくるために考え、意見を発表し、よく聞いてコミュニケーションによる連帯感と人間性を醸成し、その実践の輪を広げましょう。

●こうしたらよい、こうして欲しいと思うことは、勇

気をもって発表し、人の意見を聞いてこそ人の和があり、知恵が生まれます。

◎さあ、みんなで530運動を実践しましょう。

●個人で、家庭で、グループで、団体で集落で、定期的に530のひとつきを定めて、家庭の清掃、集落内の道・川、その他田畑等に投棄されたゴミを回収し、不潔な場所の整理清掃をしましょう。

定期的に婦人会やグループ等で、夕方のひとつきを「ビューティー530」に参加して、集落の環境美化について現地で話し合い、提案や反省によってより豊かな集落をきずきましょう。

●学生の皆さん、友達と「530少年団」をつくって、君の区を“ゴミのない美しい集落”にしたらすばらしいなあ…ゴミの始末って勇気のいることだけど君の心まで美しくなるよ、

●早朝体育の散歩を兼ねて、落ちていたゴミを回収して始末しましょう。

●美しい花の心は幼苗に宿ります。子供達が美しい環境とボランティアによる美しい心で世代の担い手に育つために大人の実践が子供達の鏡となり、大人は子供をみて反省しましょう。

“子は親に見習い、

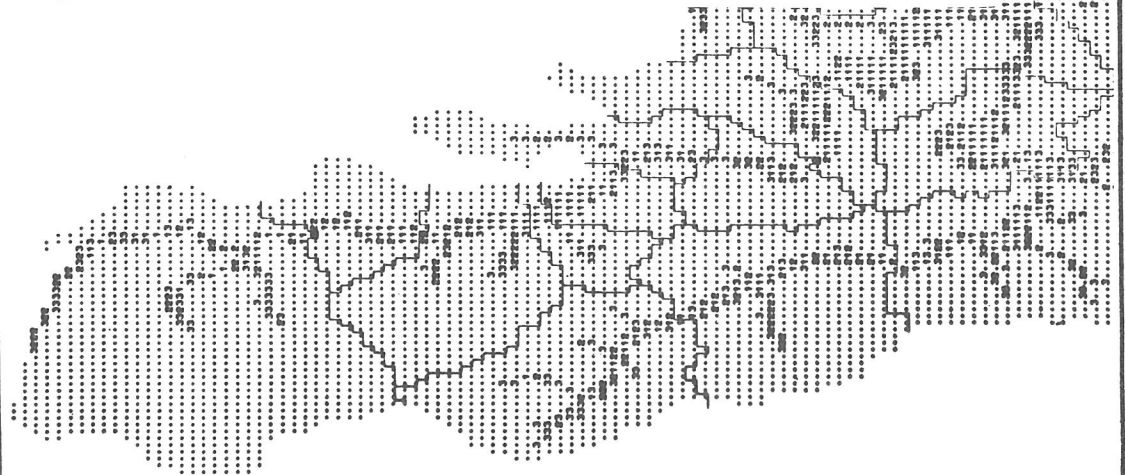
親は子に引かれ”

ながら、さあ「530運動」に参加しましょう。

このように、上中町では、今日の総合テーマである。

「明るい村づくりへの展望」が着々と実っている。

○豊かな未来への開拓に奉仕！



札幌・東京・京都・大津・大阪・広島・福岡・沖縄

内外エンジニアリング株式会社

本社：京都市南区久世中久世町2丁目103
〒601 TEL 075-933-5111(代)

水土緑...

農業土木コンサルタント
調査、測量、計画、設計業務



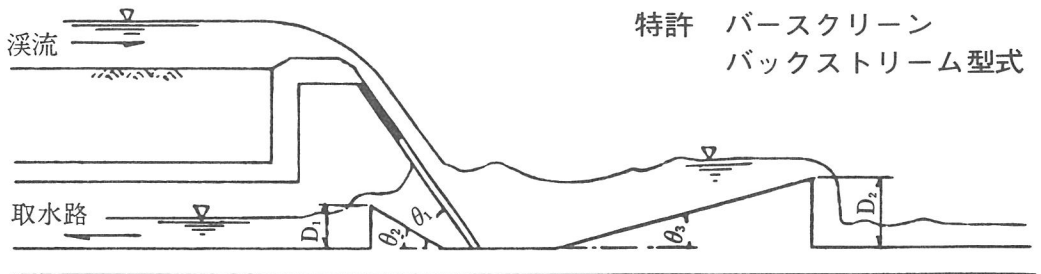
株式
会社

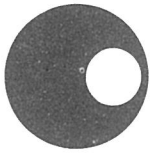
葵エンジニアリング

社長 大辻 小太郎

副社長 根岸 俊男

本社 〒460 名古屋市中区松原2-2-33(ファンシートビル) TEL (052) 331-1871(代)
北陸出張所 〒933 高岡市あわら町6丁目32番地 TEL (0766) 25-5541
仙台出張所 〒980 仙台市本町二丁目10-16 TEL (0222) 65-4251
大津出張所 〒520 大津市滋賀里3丁目21-21 TEL (0775) 23-2094





農業土木、農村計画の 建設コンサルタント

調査、測量、計画、設計、施工管理

株式
会社

チェリーコンサルタント

取締役社長 森 正義

本 社 〒760 高松市栗林町 3 丁目 7 - 23 ☎0878-34-5111
岡山事務所 〒700 岡山市西石松387 (備前商工ビル 4 階) ☎0862-43-1670

これからの農村の理想像を実現するシンクタンク

農村計画の総合コンサルタント

基本構想, 調査, 計画, 設計

株式 会社 **新農村開発センター**

取 締 役 社 長	小 川	泰	恵
常 務 取 締 役	小 林	英	作
取 締 役 営 業 部 長	田 島	幸	市
取 締 役 企 画 部 長	原 田	賢	二
取 締 役 開 発 設 計 部 長	武 藤	一	夫
総 務 部 長	岡 村		寛
計 画 部 長	栗 原	英	一
調 査 設 計 部 長 (兼)	田 島	幸	市

東京都渋谷区広尾 1 丁目 7-7 (広尾マンション二階)
電 話 03 (409) 2521 (代表)

農業土木のコンサルタント

測量・調査・企画・設計

農村環境整備・地域開発・ほ場整備・畑地かんがい
農道・水路・頭首工・用排水機場・土質調査
地形測量・深淺測量・家屋立木調査・建築設計



北居設計株式会社

本社	滋賀県蒲生郡安土町下豊蒲4580	☎ 074846-2336(代)
大津営業所	大津市におの浜3丁目1-20	☎ 0775-23-2658(代)
長浜営業所	長浜市高田町5-32	☎ 07496-3-2085(代)
大阪営業所	大阪市天王寺区上本町3-3	☎ 06-768-0420
姫路営業所	姫路市北今宿字井の田337の3	☎ 0792-97-4571
岡山営業所	岡山市田中67	☎ 0862-43-6384
宮崎営業所	宮崎市松山町1丁目6-37	☎ 0985-24-5638

モデル農村計画

当社ではモデル農村計画，緑農住区のマスタープラン，地域の開発計画の立案などにつき，その基本構想から計画書の作成，効用の算定まで一貫して作用できる態勢にあり，官公庁関係に幾多の実績を有しております。

太陽コンサルタンツ株式会社

取締役社長 椎名乾治

本社	東京都新宿区四谷3丁目5番地	03(357) 6131
東京支社	東京都新宿区四谷3丁目5番地	03(357) 6131
札幌支社	札幌市中央区北三条西1丁目10番地	011(211) 8976
東北支社	仙台市本町2丁目16番地15号	0222(65) 7467
九州支社	大分市大字島中字中園817番地	0975(45) 8955
沖縄出張所	沖縄県那覇市壺川11番地	0983(54) 5830

農業土木技術の調査・研究・開発

財団法人日本農業土木総合研究所は、昭和53年7月1日、農業土木事業の各部門における科学技術に関する調査、研究等の業務の実施を目的として設立されました。よろしくお願ひ申し上げます。

財団法人 日本農業土木総合研究所

理事長 小林 国 司

常務理事 藤 井 尙

〒105 東京都港区虎ノ門1丁目21番17号 虎ノ門NNビル(9階)
TEL (03) 502-1387 (代表)

農業土木・農村計画

上下水道の総合コンサルタント

調査・測量・計画・設計・地質調査・工事監理



若鈴コンサルタント株式会社

誠実 敏速

本 社	名古屋市西区歌里町349番地	TEL (052)501-1361
三重支店	三重県津市広明町345-1	TEL (0592) 26-4101
関西支店	京都市中京区麩屋町通丸太町下ル(長栄ビル)	TEL (075)211-5408
東京支店	東京都豊島区南池袋3-18-30(ファースト日野ビル)	TEL (03)981-4136
北陸出張所	金沢市横川町3-200(岡田商会内)	TEL (0762) 41-2494
岡山出張所	岡山市城下町10-16城下ビル(世紀建設内)	TEL (0862) 32-0776
仙台営業所	仙台市かすが町4の7	TEL (0222) 65-6951
熊本営業所	熊本市健軍町3391-2	TEL (0963) 65-1360

農村開発戦略の調査と企画

本財団は、わが国における農村の開発整備を推進するためのシンクタンクとして主に次のような事業を行なっている。

- (1) 国内及び海外の農村地域開発整備に関する調査研究
- (2) 農村地域の開発整備事業の企画立案
- (3) 農村整備に関する調査研究及び事業の企画立案の受託

主な刊行物 { 研究誌「農村工学研究」
普及誌「新しい農村計画」

財団 法人 **農村開発企画委員会**

東京都千代田区神田駿河台 1 の 2 馬事畜産会館

TEL. 294-8721(代表) 〒101

住みよい地域社会に築くために

日本の全国土の86%を占める32万㎡の農地と山林——。ここに生活の根拠をもつ全国500万農家と、これに支えられた系統農協がセンターの活動基盤です。

いま、三全総に掲げられた生産・生活・自然各環境の調和のとれた農村の総合的な整備、および土地利用の調整をはじめ、農村と都市との望ましい相互依存関係の確立は、系統農協のみならず、農林政策上の、ひいては国民的な課題ともなっています。

センターは、このような情勢に対して、設立以来7年余の蓄積をふまえ、目的とする「住みよい地域社会」実現のため、研究開発と相談の両部門において、さらにお役に立つ努力を重ねてゆくこととしています。

〈事業〉

- ◎ 農山村総合開発に関する相談・指導及び調査研究
- ◎ 農住都市建設に関する相談指導及び調査研究
- ◎ 農山村総合開発及び農住都市建設に関する情報の提供
- ◎ 研究会、講習会の開催

社団法人 **地域社会計画センター**

理事長 岩 持 静 麻
専務理事 藤 野 厚

〒100 東京都千代田区大手町 1-8-3 (農協ビル)
TEL (03) 270-3422 (総括部)
270-3444 (研究開発部)
270-3441 (相談室)

豊かな水を送る

小口径75mm～大口径2600mmまで

パイプライン管



X 株式会社 栗本鐵工所

本社：大阪市西区北堀江1丁目12番19号

☎06(538)1661 〒550

東京支社：東京都港区新橋4丁目1番9号

☎03(436)8073 〒105

名古屋支店 / ☎052(201)4441

中国支店 / ☎0822(27)5605

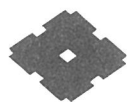
九州支店 / ☎092(451)6621

北海道支店 / ☎011(281)2611

仙台支店 / ☎0222(25)7801

千葉出張所 / ☎0472(24)8126

確かな技術が明日をつくる



住友建設株式会社

取締役社長 堀川 富太郎

本店 〒160 東京都新宿区荒木町13番地4 TEL (353) 5111 (大代表)

支店 北海道・仙台・東京・横浜・静岡・名古屋・大阪・広島・四国・九州




《パイプかんがい用全自動給水弁》 オートイリゲーター

使いみち

水田かんがい用パイプラインの末端給水弁です。

主な特長と効用

- ①浅水・深水および間断かんがい等、かんがい方法を自由に選ぶことができ、稲の生育が良くなります。
- ②自動かんがいのほか、手動操作も可能です。
- ③完全に省力化され、人手は期別の水位設定だけです。
- ④満水になれば自動的に給水が停止し、水資源の節約になります。

ホウ  豊国工業株式会社

本社・工場 東広島市西条町御園宇6400-3
〒724 TEL0824(23)2071

80年世界農林業センサス(農業編) 都道府県別統計書

農林水産省統計情報部編 刊行期間81年8月～12月

- 市町村行政、地域農業計画、調査研究の基礎資料
マーケティングのデータとして利用度の高い統計書

特色 ①全国市町村別の最近5年間の農業の変化がわかる。(52項目)
②すべての調査項目が新旧市町村別にわかる。

●定価一覧

北海道	18,000円	東京	9,000円	滋賀	11,000円	香川	11,000円
青森	11,000円	神奈川	11,000円	京都	13,000円	愛媛	16,000円
岩手	16,000円	新潟	24,000円	大阪	13,000円	高知	13,000円
宮城	13,000円	富山	13,000円	兵庫	22,000円	福岡	18,000円
秋田	16,000円	石川	13,000円	奈良	11,000円	佐賀	9,000円
山形	13,000円	福井	11,000円	和歌山	13,000円	長崎	13,000円
福島	22,000円	山梨	13,000円	鳥取	11,000円	熊本	20,000円
茨城	22,000円	長野	22,000円	島根	16,000円	大宮	13,000円
栃木	13,000円	岐阜	20,000円	岡山	22,000円	鹿児島	9,000円
群馬	13,000円	静岡	18,000円	広島	20,000円	鹿儿島	11,000円
埼玉	20,000円	愛知	16,000円	山口	13,000円	沖縄	6,000円
千葉	20,000円	三重	18,000円	山徳	11,000円	合計	700,000円

(各県とも平均送料350円)

(財)農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14
電話 03-492-2987 振替東京9-70255

圏域的計画論 新しい地域計画の視点

● 共編 圏域研究会 代表 吉阪隆正 A 5 240頁
株式会社 プラント研究所 定価 2800円
社団法人 地域社会計画センター

- 序章 地域計画でなぜ「圏域」を気にするか
- 第1章 「圏域」をどのように捉えるかー「圏域」の理論と展開
圏域的な考え方の位置づけ / 圏域的な考え方の流れ / 地域圏域の分類 / 計画的圏域の構造
- 第2章 「圏域」をどのように設定するか
設定の考え方 / 設定手法について
- 第3章 新たな地域計画をめざして
「圏域」にかかわる問題 / 計画対象としての「圏域」 / 三つの視点からの「圏域」の発想
- 補論 人間尺度と圏域 / 環境圏域の設定に関する理論的考察 / 圏域構成の考え方と諸提案

地域農業経営計画作成の手法

農林水産省構造改善局農政課

地域農業対策室

東京大学教授・金沢夏樹

監修

編著

A 5 146頁

定価 1200円

- I 序一地域農業経営計画の考え方
本手引のねらい / 計画の内容 / 計画の実現に向かって
- II 地域農業経営計画様式
計画のたて方 / 計画様式一農業者意向調査票（付・農業者意向調査集計様式）、地域農業の現状把握票、診断票、課題の整理票、地域農業経営計画票
- 参考 試算計画法による実例
地域農業経営計画作成手法による実施例

財団法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14
大鳥ビル
TEL 03-492-2987 振替東京9-70255

農業土木学会農村計画研究部会規約

名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、次の事業を行なう。
 - 1) 部会誌の発行。
 - 2) 共同研究。
 - 3) 研究発表会、研究討論会、ならびに見学会等の開催。
 - 4) 関連学会、関連機関との学術交流。
 - 5) 研究資料の収集・配布。
 - 6) その他。

所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役 員

5. この部会には次の役員をおく。(1)部会長、(2)副部会長、(3)幹事、(4)監事、(5)常任幹事、(6)各種委員会委員。
なお、役員を選任は総会で行なうことを原則とする。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、役員改選、予算、決算、活動方針、規約改正及びその他重要事項を定める。
 - 2 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。

役員会

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には次の役員会をおく。(1)幹事会、(2)常任幹事会、(3)各種委員会。

経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、及び寄付金等によってまかなう。

入退会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

事務局

10. この部会の事務局は、東京都千代田区神田駿河台1の2、馬事畜産会館内、財団法人農村開発企画委員会内におく。

1981年12月20日 印刷 定価 1,000円
1981年12月25日 発行

編 集・農業土木学会農村計画研究部会
〒101 東京千代田区神田駿河台1の2
馬事畜産会館
財団法人 農村開発企画委員会内
TEL 03-291-2130

発 行・財団法人 農林統計協会
〒153 東京都目黒区目黒2-11-14 大鳥ビル
TEL 03-492-2987 (代)

JOURNAL OF RURAL PLANNING

Vol.10-2 No.26

CONTENTS

Preface	Kazuo MUTO
Improvement in Rural Areas and Future Course in Kanto District	Toshiaki KOBAYASHI
Improvement in Rural Areas in Yamanashi Prefecture	Zenichi NAKAGOME
Shingen's Government	Akio SHIMA
Hope for Living in Rural Areas	Kimio SAITO
Switzerland in the East	Takeshi OTANI
Functions of Rural Key Villages	Hirō MATSUMURA
Rural Disposal Planning in Kaminaka-chō, Fukui Prefecture	Shōemon SAITO

1981. 12

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING
C/O RURAL DEVELOPMENT PLANNING COMMISSION
BAJICHIKUSAN-KAIKAN, 1-2, KANDA-SURUGADAI
CHIYODA-KU, TOKYO JAPAN